

家庭・保育所・幼稚園

金喬三車

# 幼児の教育

第五十九卷 第三号



日本幼稚園協会

3

中央幼児新育研究会編  
保育実践叢書

## 4 生活指導と保育

幼稚園や保育所における保育 実践が、表面に現われがちで B6 上製 ¥280

ある音楽リズムや絵画製作などに片寄っているのではないだろうか、基本的な「生活指導」の研究がなおざりにされてはならない。本書は、この問題を研究する専門学者および実践研究者がわかりやすく解説した。

### 1 「自然」の保育

B6 判上製  
¥280

### 2 「言語」の保育

B6 判上製  
¥280

東京都千代田区神田錦町1の16  
振替東京96491・電話東京(29)3023

学芸図書株式会社

幼児教育部会編  
幼児教育叢書

### 全10巻 完成

1 幼児の教育 課程 A5 ¥180

2 幼児の心 理 A5 ¥180

3 幼児の健康指導と 体 育 A5 ¥230

4 幼児の社会性指導 A5 ¥200

5 幼児の自然 観察 A5 ¥230

6 幼児の言語 指導 A5 ¥190

7 幼児の音楽リズム A5 ¥200

8 幼児の絵画製作 A5 ¥180

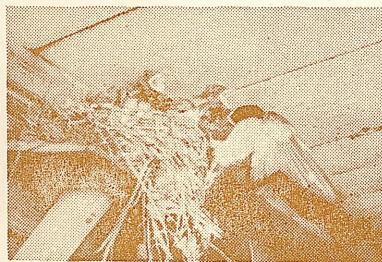
9 幼稚園の経営管理 A5 ¥230

10 幼児の両親 教育 A5 ¥200

### 3 造形活動の保育 (近刊)

### 5 劇あそびと保育

## 新作発表!! 新しい幼児の教育シリーズ



(ことりさん大好き)

わたつて大丈夫?  
?

お月さまは生きてるの?  
?

ことりさん大好き  
?

このお魚なあに?  
?

こんなものまずいや  
?

これ何の花?  
?

各巻 650円 (ライカ版)

東京都中央区日本橋茅場町3の14

電話(67) 2732 振替東京80183

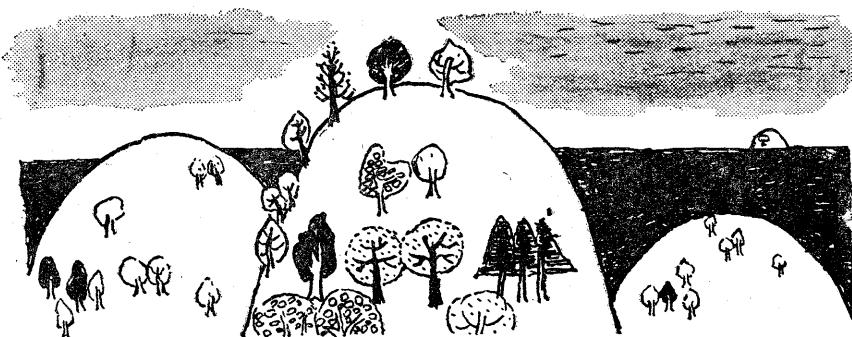
三井芸術スライド社

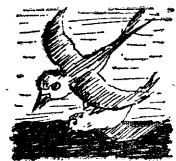
# 幼児の教育 目 次

— 第五十九卷 三月号 —

表紙 吉沢廉三郎

幼児における認識の発達	波多野完治	(2)
☆ 特殊児童の幼児教育	三木安正	(6)
☆ 聾幼児の教育	松沢豪	(10)
☆ 盲幼児の教育	武田耕一郎	(14)
☆ 精薄幼児の教育	小溝きつ子	(18)
☆ 普通児の中での精薄幼児の保育について	日名子太郎	(23)
子どもの感性はおどろえつある	室谷幸吉	(29)
クラス編制の諸問題	安藤寿美江	(38)
言語治療 ことばの異常な子どもの指導		
(3) 発音の異常な子ども	田口恒夫	(42)
幼児の思考と教育 (2) 幼児の道徳的実在性	仲原晶子	(46)
グループの中の子ども		(52)
学年末の三才児		
言語の発達	村石京子	(58)
描画の発達——五才児の一年間	岡田恵子	(62)
	石川春代	(63)





## 幼児における認識の発達

波 多 野 完 治

7に5を加えると、そのどちらにも含まれていない12という性質が新らしく加わる。また、水は熱すれば膨脹する。水は飲むものであり冷たい液体であるということは知られているが、水をあたためるとふきこぼれて大きくなるということは知られていない。これは水についての知識には入らないのである。このように、今までにないものが現われてくることを先天的総合判断と言う。このような先天的総合判断のある認識が本当の認識である。先天的総合判断は頭の中できねぐり回していくても出てくるものではなく、経験しなければならない。この経験したものを頭の中で考えねばならない。つまり、認識においては頭の中で考えることを重視するのである。

さて、先天的総合判断ができるために経験がだいじなものであるということがわかるにつれて、経験のもとになるもの

は、いったい何か、ということが問題になつてくる。頭の中で考える前に、行動することがあるに相違ない。考えることの原始的なやり方は行動することである。幼児の認識は頭の中で考えるものではなくて行動と経験の結びつきなのである。ここで問題は、行動的認識がだんだん成長するにつれて、頭の中で考えるようになってくることである。いったい、幼児の数字から中学の代数的なものへ移るのはどういうことなのか？ これが認識問題を盛んにしたゆえんであるが、要するに、幼児の場合は、行動がどんな形で内化するかということを捉える必要があるわけである。

「認識」は頭の中で考えたような認識すなわち理性的認識と、感覚や経験で捉えて理性化していないところの感性的認識の二つに大別できる。理性的認識がつかまれるために感

性的認識がなければならぬが、感性的認識から理性的認識への発展に問題がある。

幼児の世界は、歩行と離乳とから始まっていると考えてよい。そして、この頃の子どもはことばを持つている。赤ん坊は離乳によって身体性を得、歩行によって空間・物質を知り、更にことばによって社会的な性質を得る。これらの三つの武器は大切なものであるが、これはおとなが持つているものではない。形は似ているけれどもその内容が違っているのである。

感性的認識は歩行に伴うものである。勿論、ものを見たり聞いたりすることは、生後三か月位でおとなが90%ほどは整つてくる。しかし、この感覚を積極的に使うことはない。それが幼児になると、歩行にしたがって非常に積極的になつてくる。自分で見回すことができるし、歩いてもののまわりを廻ることができる。耳をそばだて、またそこへ近づいて行って聞くことができる。さわることにしても、異なつた角度からさわることができるようになる。これは、感覺的世界から観察的世界に入ったことである。しかし、この頃の子どもには理性的認識がないために、そのどこが重要かがわからない。形はわかつても、それ以上のものはわからぬのである。

二十世紀の初め、モンテソーリーは観察を重視して、幼児

の色や音について観察訓練をおこなつた。これは良いことであるが、理性的認識ができて来た時にそれを上手に応用できることの方が大切であり、観察そのものが直ちに理性的認識に発達すると考へるのは誤りである。幼児の理性的認識は原始的なものであるが、これはことばを伴いながらするものである。感性はそれ自身も勿論であるが理性的認識に発展するものとして捉えるとき、より大切であると言わねばならない。

数は子どもの理性的認識の徹底したものであるが、この中で困難なのは0である。ないものを見るもので表わそうとするのであるから理性的認識の中で最も高度のものである。この0は小学校一年生の時に教えられるのであるが、0の加法はわたしどもの調査だと四年生ぐらいまで間違えやすい。これは、感性的なものが理性的なものを誤らせてしまつてゐるからである。理性は感性的なものにより促進されることが多いけれども、それだけでできるものではなく、時にはそれを逆転させ、否定しなければならないのである。したがつて、感性の中のどの部分を重視するかが大切なことになる。このように考えてみると、これは観察のみでなく、それに伴うことばを考える必要があり、ことばと並んで手も重要なものとなつてくるのである。

## 手

足の空間が発達すると手の空間（把握空間）が促進される。歩行によつてものを擱む方法や位置を考えるようになると、手の認識を発達させておかないと都合が悪い。

幼児の段階では、なるべく両手を使えるようにするのがよい。大抵の幼児は両手ききであるが、ほおっておけば少しでもきく方をどんどん使って極端化するのである。だから、つみ木やボール遊びは両手でさせるのがよい。この訓練をつんだ後に分化させることはよいが、初めから偏ったやり方をさせるのは、子どもの理性的認識をうまくのばすためによくない。

手の問題は単に運動だけでなく、触の問題である。触は運動を伴つて生まれるものであり、理性的認識の手前のものである。手を使うことは頭を使うことへの段階である。それによつて工夫もなされ、また確信をもつことができるのである。

## ことばと映像

認識ということが問題になると、ことばは単にことばとしでではなく、思考の問題とからめて考えることが大切になつてくる。そして幼児の場合には、物がなくても物事が考えられるということばの意義は必要ない。

事物ことばとの対応関係から重要なものにうその問題が

ある。これを認識の面から考へると幼児のうそは存在しない。

数は、五才までは年令と同じ位しか認識されないが、五才以上になれば増加する。この場合、二と三と五、というように確実に数の関係をおさえることが必要である。子どもの数の観念は、分離すると増し、まとめると減る。これは恒常性の考え方のみこめていない証拠である。したがつて数の問題は、感覚的なものと結びつけておさえることが大切である。数を多く数えることよりも、ある数の量（ $\frac{1}{3}$ 、 $\frac{1}{4}$ ）の観念をのみこませた方がよい。

ことばでもう一つ大切なことは、自己中心性、ということである。子どもは自分が見えるものは他人にも見えるものだと思っている。このことがことばの上にも影響して、主語の脱落や、自分に興味のあることだけを話すというような形になつてあらわれてくるのである。このような時に話し方が悪いといふことを子どもに言うと劣等感をもち易いから、自己中心的でなくなるようなもつていきかたが必要である。自己中心的なことばという点では、幼稚園に行った者と行かない者とでは、小学校入学当時、その違いがはつきりあらわれてくる。家庭だけで過ごしていると、相手のことを考えて行動することもなく、また客観的な見方ができないので理性的認

識に欠けている子どもになるからである。

ことばは、おとながつくつて子どもに与えるものである。ところが、子どもが事物から自分で作りあげたシンボリズムは「映像」である。感性的なものが理性的なものに発展するのには、やり方に応じて感性的なものが映像により置換されることが重要である。

映像は、遊び、模倣、夢の三つに分けられる。この中で一番象徴的映像が表わるのは夢である。

模倣は子どもが客観的に受けた印象を主観的にまねしていくことである。しかし、次第に上手、下手が自分でもわかるようになり、上手な模倣のための学習をするようになる。模倣は本能ではない。一才半から二才半の間にのびてきいた認識が、三才以後非常に発達する。ちょうどこの頃模倣能力がのび、ことばを多く覚えるのである。映像は模倣が印象によつて内化されたものであると心理学者は考へてゐる。このように考へるならば、映像は、子どもだけがこしらえた内化の表現であると言えるのである。

テレビは客観的な映像である。これを子どもが受ける場合には、受け身でなく、も一度頭の中で印象づけ、働きかけ、主観的に置きかえる。小学校五、六年生になれば、映像がの

び想像性が発達して主体的になつてゐる。こうした時にはテレビは重要性をもつてくるのであるが、その番組の良悪が問題である。幼稚園の年少では生活の基礎の上にたつ空想性が出ているものがよい。グリムやアラビアンナイトのような空想童話は、小学校三、四年に適当である。幼児には生活に結びついた童話が要求される。生活童話が従来子どもに喜ばれなかつたのは、これまで作られたものの中に良いものがなかつたからで、本来、このようなものは子どもの認識能力を発達させるために役立つものである。

遊びは幼児にとっては認識の機会である。これは想像と結びついたものであるが、子どもの主体的生活に働きかけるものである。遊びの中で、あるものがあるものに代用される場合には、自由な象徴活動が盛んにおこなわれてゐる。これが他人にわかるかどうかは問題ではない。この時期の遊び道具は、子どもに象徴的刺戟を与えるものなら何でもよい。安全でこわれない、という多少の制約はあっても、身のまわりにあるもの何でも利用して、子どもの映像性を大いにのばしてやりたいものである。

理性的認識への契機として、感覚的運動的認識が大切になるのである。

# 特 殊 児 童 の 幼 児 教 育



## 三木 安正

一般に幼児期の教育が必要であるのと同じく、特殊なハンディキャップをもつ児童にあっても幼児期の教育が必要であることは当然考えられよう。しかし、特殊児童といわれるものたちの場合は、その必要性について、あらためて考慮をめぐらす必要もあると思う。

すなわち、その必要性を明らかにすることはその種の児童教育における特殊性を明らかにすることになると考えられるからである。

現在、特殊教育の分野の中で、特に幼児期からの教育の必要性が強くさけられているのは、聾児の場合である。昨年末に文部大臣にあててなされた中央教育審議会の「特殊教育の充実振興についての答申」にも特に「聾者に対する就学前教育の重要性にかんがみ、聾学校の幼稚部の設置に対する助成を図ること」という一項がある。これは、言語の習得のためには、満六才以後の聾学校入学後ではおないと考えられてきたからである。このことは単に言語の習得のみにとどまらず、一般に三才前後の児童が言語の習得によって、思考

の力がぐっと伸びていくように、言語の習得が思考の発達、あるいは知能の発達に関係することがきわめて大きいので、聾児などには出来るだけ早くから教育をさしつけなければならないということはじゅうぶん理解されよう。

しかしながら、従来の聾教育では、言語を教えこむということに主力をそそいでいたので、児童教育ということを考える場合も少しでも早くからことばを教えこもうという考えが強く出てくる。これは一面ではよほど注意しなければならない問題を含んでいると思う。それは、元来、言語というものは人と人との間の意思伝達のためのものであるから、意思伝達の必要感もないのに單にことばだけを無理に教えこもうとすれば、その練習が困難なものであるだけに、かえってことばを習うこと嫌うようになるおそれがあるからである。ことばをおぼえさせることは、だれかと交渉をもちたいという意欲をもたせることが先決問題であるから、そのためには、彼ら

に遊びの世界を与えてやらなければならない。結果として聾児の教育のためには幼稚部を設ける必要があるという点では一致しても、わたくしは、特に早くから遊びの世界を与えるという点にその意義をもたせたいと思う。

このように考えてくると、聾児ばかりではなく盲児に対しても幼児期からの教育が必要だといわなければならなくなる。ある種の感覚機能訓練とか生活習慣の自立とかは、時期をはずさないことが必要であるし、対人交渉をもたせ、経験を豊かにしていくことは精神発達の上からきわめて大切なことと考えられる。

わたくしは昨年の三月末から七月末にかけて欧米の特殊教育の情況を視察する機会を得たが、カリフォルニア州のサクラメント郊外やベンチュラ郊外では、普通の小学校（幼稚園もふくめて）で盲児や聾児の教育を試みているところを見ることができた。これは、盲学校や聾学校の中での幼児教育よりも一歩すすんでいるといえよう。

そのような学校でのやり方は、対象となる児童をスクールバスであつめてくるが、大体八、九名で、（幼稚園から小学校の六年まで）ひとりの盲または聾教育の教員資格のある先生が基礎的な訓練をし、その上でできるだけ多くの時間普通学級で正常な生徒と一緒に学習をさせる。こうしたやり方は正常児と交渉する機会を多くもたらせるという点では甚だよいが、残念ながら日本のようなすし詰め

学級での教育ではまねすることはできない。あちらでもこういう教育を試みているところはモデルスクールなのであろうか、ともかく普通学級の児童数が二十人位のようであつて、それだからこそ、そうちした個別指導ができるのである。

わたくしが、そうちした幼稚園でみたのは、レコードによるリズム遊びのようなどきで、ひとりの盲児が、盲児専門の教師にたすけられて、正常児と一緒に両手をひろげてくる回転することをけいこしていた時であつた。はじめは、しゃがみこんでいたが、うしろから先生にたすけられて立ちあがり、先生と一緒に二、三回ぐるぐる廻ると、そのあとしばらくのあいだひとりで手をひろげてまわっていた。その時、ほかの子どもたちともぶつかりあつていたので、おそらく、みんなも一緒にぐるぐる廻っているのだということをも理解したのではないかと思われる。この行動ができたのは、その日がはじめてだとのことで、幼稚園の先生と盲教育の先生と私は、それぞれ感概をこめて拍手を送つたのであつた。

心身に故障のある者にしあわせを得させるためには、本人に対しても出来るだけのことをしてあげるとともに、周囲のものが、それをやさしく、正しく受け入れてあげることが必要である。その意味で、こうした教育の場が開かれてきたことは、その本人とともに、受け容れる側の方の教育という面からも、誠にこのましいものと思われるるのである。

精神薄弱児に対する幼児教育については、七、八年前に、イリノイ大学のカーネギー教授の下で、多分三年間にわたる教育実験が試みられ、その研究成果が昨年春（三月ごろ）出版されたが、その書名と出版社の名前をした紙片を見失つてしまつたので、目下問合せ中である。カーネギー教授にお会いした時、教授はこの本について相当の自信をもつておられたので早く読みたいと思いながら、今日までおくれてしまつてある。むろん一般的にいえば早くから教育した方が効果があるということであろうが、個々のケースについての詳細な記述があるようである。

ニューヨークのコロンビア大学の教育学部の特殊教育コースでも、いま、やはり精薄幼児の教育実験をやっているが、その結果は二、三年後に出されるだろうとのことであつた。

自慢話になるが、昭和十三年九月に愛育研究所ができたとき、わたくしはその所員となり、異常児保育研究室を担当したが、研究をするにはその対象がなければならないと考え、その年の十二月から、さきやかな特殊幼稚園を開いた。文字どおりささやかなもので、はじめのころは一週二回、まもなく三回としたが、子どもは六、七人であった。これは大西洋戦争が敗色濃くなつて、東京もしばしば空襲に見まわれるようにになつて閉鎖されたが、今日愛育養護学校として発展しているものの前身である。それ故に、精神薄弱児の幼児教育の研究としてはカーネギー教授のに先立つこと十年ばかり

りであるが、残念ながらその研究の規範や研究能力の点ではカーネギー教授のものには及ばなかつた。そのころの研究の一部は愛育研究所紀要第二輯に、「異常児保育の研究」として精薄幼児の行動と言語の特徴を中心としてまとめたものがあるが、その後のものは戦乱のために、まとめる機を逸してしまつた。

そのころドイツには特殊幼稚園ゾディキシヨンガルテンとか学校幼稚園ショールキョウガルテンというものがあつて、前者は多分異常児の幼稚園、後者は学令に達したが未だ就学にたえないものを入れるところといふことであつたので、ドイツが一番早くからそうした試みをなしたところといえよう。

さて、普通の病気などでは、「早期発見、早期治療」ということが大切とされる。精神薄弱児の教育に対しても、同じようなことがいえてしかるべきであるが、早期に発見して早期に治療すれば、きっとよくなるというわけにはいかない。もちろん早くから適当な教育をすることがよいことはきまつているが、そうすれば、精神発達の停滞がどりもどせるとか、進歩を促進できるとかいうわけにはゆかない。つまり「なおる」という考え方が普通の病気の場合のようには使えないものである。

精神薄弱ということはそれ自体が病気ではなく、何らかの故障の結果としてみられる精神発達の遅れた状態なのである。

遺伝的素因によつて正常な発達がみられなかつたもの、素質は悪くなかつたのであるが妊娠中から出産後数年の間において、外部か

らうけた原因によつて大脳の皮質にうけた障害のために、正常児のようには動かなくなつた精神をもつ子どもたちが精神薄弱児なのであるから、早期発見、早期治療あるいは早期教育が必要であるといつても、病気の場合のそれとはちがう。

また、知能障害の重症のものは、お誕生前にでも発見し得るが、障害の程度の軽いものは、小学校にあがるようになつてはじめて親が気がつくという場合も多い。ただ幼稚園に通つていれば、親の方では気づかずにも、先生の方では気がついて、これは就学期がきて、小学校にあげるのは無理なのではないかというように考えられる場合がすくなくない。しかし、そういう場合でも、いわゆる

「おくで、あとからびてくるのではないか」という期待があつたり、非常な甘えっ子であつて、自立性、自主性に乏しいため、知的におくれているように見えたりすることもあつて、なかなか判定はくだしがたい。

そこで、精神薄弱児あるいはその疑いのあるものに対しての幼児

教育者の問題としては、

- 1、精神発達が正常であるか遅れているかということを客観的に見分けていく眼を養うこと、
- 2、もし、精神発達のおくれている子どもがいたならば、その子どもの能力に相応した遊びや仕事を与えるようにし、その交友関係に気をくばること、

3、子どもの精神的発達の程度ならびに、その取り扱い方について、その子どもの親に正しい理解をもたらせるようにすること、の三つのことができるよう研鑽をつんでほしいと思う。

さらに精薄児だけの特殊幼稚園がつくれることも望ましいが、こういうものをつくると、幼いころから精神発達がおくれていると親も観念するような子どもでは、その程度も相当に重症な場合が多いので、将来は、うまくいって小学校の特殊学級に進みうるが、それにも少し重すぎて、精薄施設にお願いしなければならない者たちによって占められる可能性があるという覚悟でからなければならないであろう。

一般的の幼稚園で、年長・年少に分かれ、且つそれぞれ二組以上あるようななどころでは、精神的に活潑な子どもたちと、そうでない子どもたちとを組わけの際に適当に配置するようにした方がよいと思う。幼稚園時代は小学校時代よりも生まれ月による発達の差が一層大きいから、それともにらみ合わせて考えるべきである。

一般的にいえば、幼稚園は、ひとりひとりの子どもの発達の度合いをたしかめ、家庭などの影響で発達が伸びなやんでいるものは、これを調整して伸ばしてやり、何らかの故障があつて遅れているものは、それらしく扱うようにといったスクリーニングの役を果すところだという考え方をもう少し強くもつてよいと思う。

# 聾 幼 児 の 教 育

松 沢 豪



## △指導の原理

(一)

聾児は必ず第一に子どもとして、そして第二に聾児として考えられなければならない。

そして聾児も必ず子どもであるという立場に立って考えるなら、我々は常に正常な聴児の樂しむ正常な活動や経験および幸いな環境を聾児にも与えなければならない。

我々は、聾児の身体的、精神的、情緒的要求を調和あるものとし、常に聾児を“全体としての子ども”としての立場から眺め、彼らの精神的、身体的發達を企図しなければならない。

家庭および学校において、彼らに与えられる身体的、情緒的環境が、これらの要求を満たすように配慮されなければならない。

したがつて、聾児教育の指導内容も、普通児の指導内容と、基本的に変わるものではなく、ことばの指導はいうまでもないが、創

造的活動も遊びも自然の觀察も基本的生活習慣も、さらに音楽さえも、指導されるのである。

教育施設においても、普通児の幼稚園に必要なものは、聾児の幼稚園にもすべて必要である。

次に聾児としての立場に立って考えるなら、親や教師は、聾児のニードに応じて、意図的に計画された方法によつて子どもを指導しなければならない。

子どもが習得しなければならない特別の技術が子どもの毎日の経験の中におけるとけ込んで指導されるようにしなければならない。

指導内容においても、普通児の指導内容のみならず、聾児のニードに応じた感覚訓練、読話、発語、聽能訓練、律唱（音樂）指導などの特別の内容が準備されなければならない。

このことは、聾児の教育施設においても同じである。

普通児の幼稚園の施設以上に豊かで変化のある広い施設が望ましいばかりでなく、教室、食堂、寝室、便所、ロッカー、階段、手洗

場、足洗場など、無言語の聾児に対し、親切によく設計される

必要がある。

しかもその上に、個人指導室、聽力測定室、聴能教育施設などの特別の施設を必要とするのである。

聾児の教育は、常にこれら二つの原理を考慮しておこなうべきである。

### (1)

ところで、聾児も先ず子どもである、という立場は、おうおう、  
聾児の幼稚園における指導を普通児と同じようにしなければならない、という主張を生ずる。

教具がよく準備され、環境がよく整えられた場において、普通児

と同じような方法で聾児を取り扱い、教師も普通児の保母に指導に当らせ、言語指導なども、何ら特別の指導をおこなわざ、自然に遇発的に教えらるべきであるとする。

これは從来の聾教育が、聾児の聴覚障害という現象のみに心を奪われ、したがつて聴覚障害から惹き起された言語障害の余りの重

さと指導の困難さに他を顧みる余裕もなく聾教育を近視眼的な徴視的な見方しか出来ず、聾教育はそのまま言語指導であり、しかもその言語指導が、読語と発語の指導に限られるという現象に対する反省であったのである。

なるほど、『全体としての子ども』の発達を考慮しない、制限された訓練は、教育の失敗を結果する。

しかしながら、何ら特別の教育内容や方法を用いない聾教育も聾教育の本質を知らない一面的な見方で、決して聾児のよき発達を促がすものではない。

聾の問題や子どもの発達の原則に通じている教師にとつては、子ども内の内的成熟と、特別の訓練とを結合することは、全く可能である。そして特別な訓練は子どもの内的成熟に即して育成され、子ども必要とする特別の技術が、子どもの毎日の経験の中にとけ込んで指導され得るのである。

私は以上のような考え方のもとに、聾教育の中心問題である聾児の言語指導の在り方を次に述べよう。

### △言語指導△

#### (1)

子どもとしての正常な経験が、教育の土台になるならば、聾児の言語指導も、聾児の毎日の正常な経験の中に融け込んでおこなわなければならない。

子どもは家庭において毎日、就寝、起床、洗面、食事、入浴、外出、遊びなどさまざまの経験を繰り返している。

また幼稚園では、遊び、手技、自然の観察、音楽、食事、はばかり、おひるねなど、さまざまの日課を繰り返している。

聾児の言語指導は、こうしたさまざまの経験の中で、自然に偶發的に生起する場面を捉えてその時その場に必要な子どもの心にび

つまり合ったことばを指導するのである。

そしてこうしたことばの指導は、子どもの行動を制約するものではなく、かえってこれを奨励し、勇気づけるものでなくてはならない。

教育とは生活指導であるとするなら、家庭における子どもの生活経験を通して生活のルールを身につけさせ、望ましき生活習慣をつけることや、感情や情緒の調和ある発達によるパーソナリティの成長を企てる、などの教育がおこなわれるであろう。

また幼稚園の教育においては、遊びや手技や自然の観察や音楽の指導など、それぞれ本来の目的を持つている。  
しかし聾児にとってはこれらすべての生活が、同時に、言語によつて通されることが必要である。  
これらすべての生活が、言語との関連において考えられ、理解され、用いられることが必要である。

以上のように、子どもの毎日の生活の中において、自然に偶發的に生起する場面を捉えておこなう言語指導の方法を、私は、"一般的方法"と呼んでいる。

### (1)

言語指導において、聾児のニードは一般的な方法による指導だけでじゅうぶんであろうか。

二、三才のまだ物に名前のあることさえ知らない聾児が、話し

手の口の形に意味を読み取るとか、我々と同じように発音器官を使って発音するとかいう特別の技術の習得が、自然に生起する日常の生活場面だけの指導でじゅうぶんであり得ようはずはない。

聾児が幼なければ幼ない程、言語指導に特別の内容や指導の方法が取られなければ、彼らの言語発達に期待を持つことは困難である。したがつて、聾児の言語指導においては、言語の系統を意図的に段階を追つて一步一步追求する。特別の方法——私はこのような方法を一般的な方法に対しても"特殊的方法"と呼んでいる——を取り必要がある。

私は聾児の言語指導の領域を次の如く定めて、それぞれの内容をグレイド別に配列し、特別の指導をしている。特別の指導というものは、言語指導の教具や施設の揃えられた個人指導室において、聾児をひとりずつ連れてきて、一対一の個人指導をおこなっているということである。

- 1、言語：語音、文型、語法を含めた言語指導の体系
- 2、感覚訓練：言語への跳躍板としての目的を持っておこなわれる。中心的な内容は、視覚と触覚の修練を目的としたものである。
- 3、読語：口の形の動きを契機にして、話し手のことばを視覚を通して読みとることで、言語受容における中心的入口である。中心的な指導内容は、言語、視覚の識別力、類推機能などである。
- 4、発話：よく話すことと、明瞭に話すことの二つを指導内容とす

る。

5、聴能訓練…広義に解すれば、環境に生ずる音への適応を全体としての子どもの発達の中に具現することであるが、言語指導の領域における聴能訓練は聴能を訓練しかつ聴能の協力のもとにおこなわれる言語指導の一切である。補聴器の使用法ももちろん、この指導内容である。

6、読み・書かれた文字を見て、その内容を理解すること。黙読であれば音読であれ、内容理解を目的としたもの。私共の幼稚園では、ローマ字を使用している。

聴幼児の言語指導では、このようないくつかの指導内容を、一般的な方法と特殊的な方法で指導されなければならないのであるが、特殊的な方法は一般的な方法の中に入り込むし、一般的な方法も特殊的な方法の中に入り込んで、両者は絶えず交渉している。そして聴幼児の言語指導は、これら二つの方法が、両々相まって発達するのである。

## む　す　び

我が国に聴教育が始められてから八十年になり、昭和二十四年には、満六才からの就学の義務制も敷かれたが、聴幼児の教育は、私共の日本聴話学校で正式の教育を始めて僅かに十年であり、現在全国でも三、四の聴学校がおこなっている位の黎明期にある。

聴教育における不変の中心的な問題を擧げるなら、それは言語指

導と職業教育である。そしてそれらのいずれも、聴幼児教育を抜きにしては根本的解決はあり得ないのである。さらにいうなら、聴教育のあらゆる問題の根本的解決が聴幼児教育につながっており極論すれば聴幼児教育特に聴幼児教育における言語指導の成否に關係していると考えられるのである。

私は我が国における聴幼児教育が一日も早く制度化され、全国すべての聴学校でひとりでも多くの聴幼児が教育を受けることの出来るようにまたその日の為に多くの先輩同僚学友たちの御指導を得て、確たる聴幼児教育の建設に努めたいと念願する次第である。

一九五九年十二月二十三日記

### 追記

(1) いの小論を書くに当り、出典として参考にした文献は次のものです。

1. A New approach to the Education of two and three year old deaf child, By members of the staff of Ir. H. S. 47 the Volta Review May, 1949.
2. "Nursery and Preschool", A Summer Meeting Panel Discussion, June 18, 1952, Nov. 1952 The Volta Review.
3. Language for the Preschool Deaf Child, by Grace Harris Lassman.

(2) 聽幼児の言語指導の具体的方法は次の本にあります。

1. Language for the Preschool Deaf Child, by Grace Harris Lassman.
2. Opportunity and the Deaf Child, by Ewing.
3. なおこの本の誤は上野節夫さんが「特殊教育」に寄せています。  
言語指導における一般的な方法と特殊的な方法 松沢 豊 特殊教育誌二十五、二六号  
ろう児の幼児期における言語の入門指導 松沢 豊 初等教育資料二十一号
- (3) 聴幼児教育の重要性については、特殊教育誌六十五号に私の書いたものがあります。

(日本聴話学校)

# 盲幼児の教育



武田耕一郎

「盲児は這わずして立つ」といわれている。目の見えない乳幼児は、昼夜からめざめたときでも、すぐそばにあるミルクのびんや玩具なども見えないので、普通児のように、それらを自分でとろうとして這い出す動機を持たない。

したがつてあらゆる不満はただ泣いて母親に訴えるだけであろう。このようなことから、盲児はあまり違う時期がなくて立つ結果になると思われるが、これは、生来の全盲児(全く視力のないもの)を育てた母親たちのひどく認める事実である。

それは先ず、できるだけ盲児の生活空間を拡くするような生活をさせてほしいということである。

盲児は一般に、活発に行動しないばかりかその行動範囲もきわめて狭いようである。その中のあるものは家庭においてさえ、たんすと机の間とか、戸棚のわき、机の下などに自分のおもちゃや持ちものをもち込み、狭い一室だけで生活しているものや、あるいは必要なものは一切他の人にとってもらつて、きわめて緩慢な動作しかしないものさえある。

このことから考へると、盲幼児の教育は、すでにこの時期から普通児のそれとは違つたものが考えられると思うのであるが、私はたゞここでは、盲学校の小学部で預かる盲児の現状からみて、「入学以前に、このようなことに注意して育ててほしい」という点を二、三あげて、標題の責を果したいと思う。

このような盲幼児の行動範囲を拡大するためには、子どもの興味と関心の生成に注意しながら、除々に辛抱づよく指導するのである。ただ注意しなければならぬことは、家屋内といつても見えない子にとつては、危険な場所があるわけで、そのようなところには安全な設備をしておくとか、またどうしても危険だと思われるところ

は積極的に教えていくことである。

さて、はじめに寝起きしている一室を自由に行動でき、その室を空間的に理解させるよう指導することも一策であろう。たとえば、おもちゃやおやつの置き場所をきめておいて、必要なときにはひとりでとてこれるようにして、必要ななくなったときには、もとの場所に始末するようにしつける。また、できるだけ用事をいいつけて部屋一ぱいに行動させるがよい。そのような周囲のもの心づかいが子どもの心身の発達とともに実を結び、子どもは目は見えなくともその部屋の構造なり、いろいろのものの配置を理解し、やがてはその部屋全体を理解し、自由に行動できるようになるであろう。

そのようになったときの子どもの自信が他の部屋や家屋の構造に対する関心にもなり、除々に、その生活空間が拡大される結果になるわけである。

なお、盲児を「危いから危いから」でただ庇護するだけでなく、よき指導によって積極的に子どもの生活の場を拡大していくのである。夕方、近所の子どもたちの遊んでいる広場へつれていくとか、近所にお友だちをつくるとか、買物につれていくとかすることで、盲児は、「文子さんのお家」「あれは、やおやのおばさんの声」「あの犬は大工さんの家の犬」とかいうように生活環境がいくぶんでも広くなっていくであろう。

つぎには、触覚の訓練をしてほしいということである。  
手は覗見の触角である。先ずふれてみて、そのものの何であるか

を知るのである。学校に入学して、いろいろな学習をするためには、ふれてみる意欲と、鋭敏な触覚が必要である。入学と同時に木の葉や花にもふれてみるし、盲児の文字である点字もよまねばならない。このように指頭の触覚をよりに学習をはじめ、だんだん複雑な图形も理解するし、小さな昆虫の観察もできるようになるのである。また、手と腕を大きく動かしながら实物の機関車のようなものも観察するのである。

盲児の触覚が盲児の将来にとつてどれほど大切なものであるか考えないので育てると、盲児の知能の発達にも大きな開きをみせるであろう。盲児はとくおとな話の中で日を暮らし、耳と口だけで生活するようになりやすい。このような盲児は、子どもらしい知能の発達もおくれ、手足、体もあまり動かないで体の発育もおくれる結果となるのである。

しかしながら、盲児の家庭では、毎日の食事にしても、なるべく盲児のたべやすいように調理し、魚の骨などは全部とり去ってあたえているのが普通ではなかろうか。私はこれを一切やめなさいといふのではない。このような親心がなければ盲児を育てられないことは知っているけれども、ただ、自分の口へほうり込まれるものたべ、それが何であるかも教えられない方がかわいそうだと思うのである。触覚訓練の機会はここにある。

夕方、晚のお使いに子どもも市場へつれていく、大根、人参、ねぎなど、あるいは肉、卵、その他いろいろな魚を買ってきて、それ

らを調理する前に、その一つひとつを子どもに観察させるのである。

そして、それについて子どもの話し相手になってやつたら、食事も楽しくなるであろうし、子どもたちの生活がどれほど張りのあるものになるかわからないと思う。しかし盲児は忙しいときの足手まといになるので、買物には、盲児を部屋の中に残し、母親ひとりでさっさと時間的能率をあげるのではなかろうか。

その他、玩具をはじめ家庭内のいろいろな器具など子どもの手にふれるあらゆるものについて、説明しながらよく観察させるがよい。

幼小の頃からよく訓練された盲児の触覚は、われわれの想像以上の微細な観察もできるし、また、その観察の正確さに驚くこともしばしばである。

「ある女の子が、いろいろな布地の切れ端を集めていたが、その一枚一枚について、「これはわたしの夏服」「これはおかあさんのスカート」「これはおねえさんの上衣」と三十数枚の布地を区別した。

普通児なら色や模様で区別するところであろうが、盲児は触覚だけである。

また、ある子は、これは硝子でできているとか、瀬戸物とか、金属製、木製、セルロイド、エボナイト、合成樹脂その他なんでも見分けることができた。

その他、物の形、寸法などかなり正しく判断する子もある。

これらの子どもたちは、みな周囲のものにふれて、未知の世界を自分の触覚によって確かめようとする。「手をうごかして物を見る」

ことを指導することは、盲児の目を開いてやることであり、盲児の知識欲を満足させてやることにもなろう。

観察の指導には、指導の段階が考えられる。触覚で比較的判断しやすいものから、むずかしいものへと発展させるのもその一つである。たとえば両手の中に一度に入るものからだんだん大きいものへ、あるいは反対にだんだん形の小さいものへ……小さいボタン、ねじ、かぎ、ベン先、針、ビーズ玉など……それから形の単純なものから複雑なものへ、また、強くふると形のくずれるものへ……紙フーセン、ケーキ、豆腐、ウドンなど……更に学習が進むにつれて、小さな花、生きて動いている魚や昆虫などへと発展するのである。

また、一面、盲児の心身の成長を考慮しつつ決して無理のないようすべきはいうまでもない。

さて、今まで触覚についてのみ述べてきたが、盲児が目がない代りに動員する感覚は、視覚だけではない。残された他のすべての感覚を総動員して外界に接しているのである。聴覚、味覚、嗅覚などを適切に利用して、正しい観察をするよう指導すべきはいうまでもない。

いずれ、盲児には、家庭においても小さいときからよく物を観察する機会をあたえ、また、その仕方を教えて、何にでもふれてみる習慣をつけておきたいものである。そして四、五才頃は、このような習慣をつける最もよい時期である。

つぎには、日常の基礎的な生活訓練をしっかりとおいてほしいことである。

盲児の中には、家庭での躾がよくできていないばかりか、日常のささいな生活行動のできない子どもをよくみかけるのであるが、これは見えないからといって、いつまでも「こども扱い」にし、なんでも人手でやつてやり、ひとりでできることもやらせてみないためであり、目が不自由だから、かわいそうだからで、子どものわがままをそのまま通させておくまちがつた愛情の結果であろうと思う。私は、新入生の父兄の中に、子どもがただ口さえあければ事たりるような食事の補助をしている母親を見ることがある。盲児も根気よく教えることによってじょうずに食事もできるし、お手洗いにもいけるのである。ひとりでやつてみないうちは、いつまでたっても何もできないのだ。

盲児の躾は盲児を普通児なみに扱うことにはじまる。しかし、目の見える子は、いわゆる見様見真似で、一通りなんでも覚えていくであろうが、盲児の場合は自分で覚えることも、また、お客様に両手をついて挨拶することも手をとつて教えられないうちはできないわけである。

学校へあがるまでは、自分ひとりで洋服をぬいだり着たりすること、歯をみがき、うがいをしたり、髪をけずったりする朝の身だしなみをすること、お汁をこぼさず食事すること、お手洗いにひとりでいくことなどは、指導によつてはじゅうぶんできるはずである。

夜やすむとき、洋服をぬいで枕もとにおくことからはじめ、上衣をうら返しに着ないように袖に手を通すこと、ボタンをかけること、バンドをしめるなどと、徐々に、ひとりでやらせてみるのがある。

朝の用便などは、習慣になるよう朝起きたらすぐお手洗いにいくようにしむける。紙の使い方などは、長い日数をかけてもよい。衣類をよこすというので、すぐ母親が手を出したのでは、いつまでたっても上達しないであろう。衣類は当分洗濯してもと覚悟をきめ、教育てる気持をもたねばなるまい。

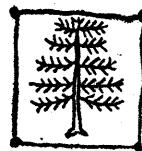
箸の使い方などの指導もなかなかむずかしいようである。いずれ子ども自身にやらせてみることである。

さてこの他、目の見える子と同じような丈夫な体をもつた子に育ててほしい。いいかえれば見かけだけではなく機能をもつた体にしてほしいとか、わが今までひとりぼっちの子でなく、もっと社会化された子に育ててほしいなど注文はいくらでもあるけれども、今回は紙数の関係でこれまでとする。

結局、わが子かわいさから見境いもない他からの庇護や子どもへの援助について反省し、盲児の将来を考え、強くたくましく育てたいものである。

盲児への援助は、必要なときに、必要な程度してやることが肝要である。またなんといっても、根気よく教育てる気持が大切であろう。

# 精薄児の教育



## 小溝きつ子

精神薄弱児といふことばも最近では大分知れわたつていて私など他の人から「どんなお仕事をしていらっしゃいますか」と聞かれたとき精薄児(精神薄弱児の略)の教育をやっています」と答えても大抵の人が問い合わせないでうなずいてくれるようになった。私がこの仕事をはじめた昭和十四、五年頃は知識階級の人でも、このことばを知らない人が多くてよく問い合わせられたものである。一応知恵遅れであるといったこと位は分つてきたものの、その認識と理解の仕方においてはまだまだと言いたい。その証拠として参観に来た一般の人たちは勿論、普通教育畠の先生たちの中にも、こうやって小さい中から教育すれば普通になるのかという質問をする人が往々ある。

る。

この時私は三木氏のことばをよく引用する。「盲ろう児の教育と同じですよ。盲学校では失われた視力を普通に見えるようにするのではなく、視覚以外の健全な部分を特別な方法で教育して一人前の仕事ができるようにします。精薄児も全くそれと同じで胎内

または出産時、あるいは出生後何らかの原因で侵された脳を正常にするのではなく、その傷められた部分を使わないでもできることを訓練し引伸して精薄児なりに一人前の仕事ができるようにしていくのです」と説明することにしている。将来脳神経医学がもっと進歩すればあるいは医師の手で、ある精薄児は普通児になることもできるようになるかもしれないが、現在ではまだそれは望めない状態にある。

精薄児は知能の低いものをいうのであるがこの中に如何にも精薄児らしくみえる仮性精薄と最近精神医学界でとりあげられるようになった小児精神病があることに注意しなければならない。「仮性精薄児」とは本当は普通児でしながら環境がわるいために歪められて実力が出しきれないもの、視力、聴力が極度に悪いため学習困難のもの、言語や肢体が不自由のためにもつている能力を表現できないでいるこどもたちのことである。この子たちは脳は正常であるのだ

から環境を整えて情緒の安定をはかるか、身体の故障を治療するかしてやれば容易に普通児になることができる。

小児精神病は小兒分裂病あるいは幼年性自閉症と言い、今までには精神薄弱児とみなされていたわけでこのようなこどもたちはいくら教育してもその効果は余り望めないのである。小児精神病とまでは病名はつけられないが精薄児プラス・アルファに該当するものは必ずしまぎれで入学するので、この子たちに教師たちはとても手古摺るのである。

以上の精薄児外のこどもを除き、純粹の精薄児を対象として一クラスを編制した場合、どのこどもも異なつていて實に多種多様であることに気がつくのである。普通児においても個人差は勿論あることだが精薄児の場合はその開きが量的にも質的にも大である。だからこども五人に対しひとりの先生という級も必然的につきてくるわけである。精薄児の中にも白痴、痴愚、魯鈍と知能の程度による段階がありそれぞれの段階においても理解力、運動能力、言語能力、表現能力、意欲の有無、興味の対象、社交性などに大きな開きが生じてくる。精薄児の原因に内因、外因という分類の仕方があつて内因は個体発生以前、外因は胎内期、出産期、乳幼児期に問題があり、内因の方が外因の方より予後が良いと言われている。外因より内因の方が比較的バランスがとれているので外因より遙かに知能が劣っている場合でも内因の方が教育し易いように私も思う。以上

述べた知能の程度と原因ということの他に行動面にいろいろと正反対のものがいる。

終始動きまわつてゐる興奮型と刺激を与えない限り一日中室内でじつとしている沈黙型がある。言語の面では相手かまわず、のべつなく喋べる多辯型と一日中でも黙々としている沈黙型がある。情緒の面では怖さや危険をしらない無鉄砲型と恐怖心の強すぎる用心型がある。社会性では未知の人でも誰彼となく話しかける社交過剰型と既知の人から話しかけられても無反応な非社交型、友だちを無暗に叩きまわる乱暴型と叩かれても一向に平気な無反応型がある。

このように両極端に偏よる傾向がある。これで大体、精薄児の集団は如何に種々雑多な様相を呈しているかは御理解ねがえたと思う。今度は精薄児の特長というか、彼らの共通性について特に教育する上で困難と思われることにふれてみたい。

社会性の問題——おとなとの交渉はあるが友たち同志の交渉が殆どない。単独遊びが多く、グループでルールのある遊びは教師が入つても困難である。整列ができないし、並んで歩くと直ぐ乱れてしまう。

言語の問題——言語障害児が多くて聞きとりにくい。教師がことばだけで命令するときは分らないことが多い。ことばによる意志表示がない。応答は殆どない。出席調べの時の返事は可能だがその他の場面で名前をよばれても返事をしない。歌を教えるも模倣しようど

しない。皆に話しかけるとき、めいめいが教師の話に注意を向けない。

周囲に無関心——周囲のでき事や変化に非常にうとく、アドウのが大きくなつても、きれいな花がさいても、銀杏の葉が散り始めても関心を示さない。好奇心や不思議がるとか疑問を抱くとかはなくして、すべて当然のことのようにしている。

固執癖がある——新らしい経験に直面したとき円滑に入つていかない。融通がきかないのでは臨機応変な行動はとられない。

自己統制力なし——勝手な行動が多くて集団的行動がとれない。気がむかないと全然手をつけないし、つけたと思っても直ぐ放り出す。集団の場から離れてしまっても大いに困る。

依存性が強い——家庭の教育が大きいに影響しているのだが自主的に処理しようとしている。消極的な拒否をするときは頑固で強いがおとなにとつしてほしい事に対する積極性はほとんどないし、意見の主張もない。

創造力、工夫力なし——積木、粘土などの教材や砂場で何かを作つて遊ぶことはしない。ただ、いじり、投げる、持ち運ぶ、穴ぼりをする程度である。

不器用——手先の仕事は下手で鉢の使い方、食事のし方、着物の着脱、ボタンはめ、手の洗い方、ふき方の指導に骨がおれる。

運動能力の未発達——前へ、らいで腕を前方に上げること、腰をか

がめて歩くこと、階段の昇りと特に降りがむつかしく、おり足である。スキップや後向きに歩くことは非常に困難である。

注意集中しない——注意力非常に少なく、その時間も極めて短かい。理解の点で少しでも抽象的になると分らなくなる——数が最も不得手で、因果関係や物の比較、類似点は見出せない。出来得る限り、具体的にしないと分らない。

記憶力悪い——体験したことでも印象強かつたと思われることでも記憶していないことがある。

次に共通して好ましいと思われる面を擧げることにする。それは知恵が遅れていることのために小賢しいところがなく悪知恵もないし、人の揚足をとることもない。感情方面では知能面ほどに正常児との開きがなく、愛情には敏感で思いやりもあれば親切なところもあり、怒ることもあれば嫉妬もある。がそのことを根にもつて仕返しとか意地悪とかいじめるなどは絶対にない。至つて善良な子どもたちである。これで精薄幼児のおよその輪郭は掴めたと思うが次にこのようなグループを編制して教育する場合私どもは何から手がけていけばよいかについて考えてみることにする。

養護学校へ入学するまでの親たちの辿ってきた道は誕生すぎてもことばがでない歩かないということに不安が始まり、病院巡りが開始されるのである。そこで母親がきかされることは、たいがい気休めに近いものである。精薄児であることをはつきりと知らせ、今後

の正しい指導を示してくれる医師にぶつかるまで不安と夢のような

期待を抱いてあちこちの医師を訪ずることになる。一方教育相談所や児童相談所を訪づれて知能検査を受けると、精薄児か否かは大体分る。そこで母親たちは悲しい決心と期待を抱いて特殊教育を希望してくるわけである。私どもの方には幸い精薄児に関心のある医師がいるので、精密な身体検査と保護者との面接により生育歴を調べてもらい、医療をする精薄児であるか否かを、また健康管理上の諸注意を指示してもらうのである。甲状腺障害、てんかん、ひきつけのある子どもたちには、医療と教育を並行しておこなうことが大切である。一方私ども、子どもの胎内中、出産時、乳児期から現在までの病歴や育てておとなた態度などをたずねて、どのような環境においてどんなふうに育てられたかを調べ、後々の教育参考資料とするわけである。

入学以前に保護者を集め準備教育をする。先ず惨酷のようであるが精薄児は教育をしても決して普通児にはならないことははつきり述べる。何故こんなむごいことを宣言するかというと親に気休めの希望を与えることは親の悩みをますます濃くするだけのことである。ことは病院遍歴の時のことを思い出してもえらえらうなずけるはずである。その当座は頭上に鉄槌でも下されたかの如く親の落胆もひどいが、やがては元気を取り戻し本人に最も適切とする処置をどううとしてあらゆる努力をするわけである。一時の同情や慰めはかえ

つて親子を不幸にすることになる。

かつておとな頭を支配した今でも根強いものは教育すなわち読み書き、算盤という考え方である。教育のねらいは立派な人間教育で好ましい人格形成にあるはずである。今日普通教育においても知育偏重はうんぬんされているのである。まして精薄児が知的なものを学ぶためには、その侵された頭脳を使わねばならぬのだから精薄児にとってこれほど氣の毒なことはない。それよりも傷ついた脳を使わないでもすむような運動機能の訓練、感覚訓練、社会性、自己を統制する力、身辺の処理が自分でできるようにと教育指導していくことであろう。これらは学習する上において知的能力を余り必要としないから訓練如何によってその教育効果を期待することができます。

教育は対象がなければ幼いほど家庭の協力を必要とするが特に融通のきかない精薄児の場合は両親のこの教育に対する正しい理解と実行が大切で、もし教師が学校だけで如何に骨を折ったとしても家庭の協力がなければ教育のじゅうぶんな効果は望めない。最近では子どもの教育よりも先ず周りのおとなを教育することが私は先決問題であることを信じる。おとなに対する教育が成功すれば自ずとともに効果が現われてくるのである。私どもの教室での教育が家庭でぶちこわされないように保護者に注意を喚起し耐ゆまざる協力を約束する。

これでいよいよ教室での教育が始まるわけだが今まで全く母親

と一心同体で親の庇護のもとにいたことでも親から離れて自主の勉強をしなければならない。こどもたちの依存性をなくし自主的になるように仕向けていくことに重点をおいて保育をするのであるが、それには各自の身辺の処理を通して指導していくことにしている。今まで鼻汁が出たといえばかんでもらい、手は洗つてもらうという具合に自分の手はあっても使うことをせず、母の手によって悉く処理されてきたのである。手先は元来不器用な上に練習の機会がないので、ますます自分の手は何もできなくなってしまっている。がしかし、これからは自分の手を何としても動かさなければならなくななる。それには先ずこどもたちに意欲をおこさせることである。操作のし易いもの、子どもの能力に適応するものをあてがうように配慮することが大切である。例えば靴は足を入れればすっと入るようなものを、洋服は後ボタン、肩ボタンなしで前開きのものを、ボタンの形は中央が凹んで余り小さくないもの、衿はなしで袖ぐりが広くて腕の通し易いものがあげられる。精薄児は少しでも困難に遭遇すると直ぐ中止して放り出してしまうからである。また自分でやつてみようという気持に追い込むには少しの成功も見逃さないで褒めてやることである。情緒の面では彼らも正常児と変わらないから、ますます自信を得て成功感を味わおうとして何回となく練習するようになり、その結果、熟練して操作も早く上手になる。この過程においてのおとなとの手の出し方であるが、こどもができるそなご

とを手伝おうとしたり、こどもの能力からみて、むつかしすぎることを無理にさせようとしたりして折角の意欲をつみとつたり自信をなくしたりしないことである。

も一つおとなとの態度として注意しなければならぬことはこどもの要求を先廻りして叶えてやることについてである。殊に精薄児の親はこどもを不憫がることからこのような事が非常に多いがこれではいつまでも自主的にならない。ちょっと声を出せば、ちょっと目を動かせば、それだけで自分の欲望が次々と満たされたら、正しいことばの意志表示ができないのは当然のことである。ことばは出さないがおとなとの言うことは分るのでことばの練習をしてもらいたいという親がいるが、これは大半は親の責任にある。折角の練習の機会をむざむざと取り逃しているわけで、この場合に言わせようとすればこどもは要求を入れてもらいたいばかりに口を開いて言おうとするに違いない。こどもがもしコップを指したとしたら、この時こそ「コップ」とか「コップを下さい」とか子どもの能力に応じて言わせてから要求を見たしてやることである。普通の児童よりも、もっと未分化な精薄の児童に学校の教育でおこなうような改まつた学習方法では絶対についてこない。日常生活の中にもそういう機会を多くつくることである。要するに精薄児教育はあせらずゆつたりと急げないでこどもの気持や考えをよくくみとつて根気強く努力することである。

## 普通児の中での精薄幼児の保育について

私はなぜ精神薄弱児の保育を始めたか

今は、おそらくどこかの幼稚園に行つても、ひとりか二三人程度のちえおくれの子どもが在園しているし、まして保育所では、その目的からいってもつと多くの人数を在籍せしめていることは少なくなつた。これは、小学校の場合を見ても、それほどに事情は異なつてはない。それは、教師も保母も、一生懸命に、彼らの教育に専心しようとするが、種々の点で障害にぶつかってしまうものである。その一つは、「ちえおくれ」それ自体についての知識の不足である。筆者も十年前、幼稚園設立当初にT子というモンゴリズムのちえおくれの幼児を、何の手もつかず卒業させてしまったことを思いおこすのである。このT子が、私をして大学で心理学、なかんずく臨床心理学を学ばせる動機となつてしまつた。そして学び得た結

果は、今日、これらの幼児をとりあつかうために必要な知識と技術をある程度与えてくれたといつてよい。

さて、いま一つの問題は、普通児の中での「ちえおくれ」の子どもの取りあつかい方であろう。ひとりか二人の子どものために、あとの多くの普通児を犠牲にはできないし、かといって、特にそれら一、二名の「ちえおくれ」の子どもに教師や保母が、絶えずついていることは現実に不可能である。自然と、彼らは、いわゆる「お客様」として、適当に放置しておくことになってしまふことが多い。

しかし、教師、保母にある程度、これらの子どもたちに対する知識があり、手間さえあれば、それぞれの知能程度に応じた教育によつて、それ相当の効果をあげ得るものなのである。最近では、文部省、厚生省といった担当官庁が、相当この方面に力こぶを入れるようになって来つつはあるが、わが国の現状では、いまだなかなかこ

日名子太郎

れでじゅうぶんというところまで施設が完成することは程遠いし、ましてこれらの子どもたちに対する社会一般の考え方が進歩するの

は道が遠いのではないか。〔現在東京都をみても、国立大学付属小学校の特殊学級へ入学することは相当な困難を伴うのである。〕

ここで私の所属する幼稚園界を見るとき、いまのところ、前述の

ような理由から、ちえおくれの子どもたちは、余り歓迎されてはいないようである。たしかに、優秀な幼児を選抜して、それを教育し

ていくことは有意義なことである。その反面、発達の著しい幼児期の教育が大切なことが普通児以上に、ちえおくれの幼児の場合に言えるのである。もし、普通児の中でもちえおくれの幼児を保育する方法、技術が確立されれば、幼稚園は、これらの子どもたちにも戸を開放し得るのである。さらに、これらちえおくれの子どもを取りあつかうことによって、普通の幼児がいかに恵まれているかといふことを知り得るばかりでなく、その保育に対する方法にも、大きな反省をもたらしてくれるのである。普通児から、精薄児へ、精薄児から普通児へと、われわれ保育者の研究が進められるときに、そ

こには何らの差別観もない、眞の人間教育への道がひらく保育の限界もきりひらかれると思う。このような観点から筆者は、二、三年前より、普通児の中での精薄児保育のあり方を研究し、また同時に、幼稚園に行かれない、いうちえおくれの子どもたちに、多少なりとも良い影響を与えたたらという願いのもとに、ちえおくれの

子どもたちを入園させ、以下述べるような結果を得つてあるので、ここに御報告申し上げようと思う。

\*概略については、第十一回東私幼・幼児教育研究発表協議会にて発

表（昭34・11・18）

## 二、精薄児の保育における考え方

まず、ここでいう精神薄弱児とは、魯鈍級（I・Q 50—75程度）および境界線級のみを指すものとし、英國でいうエデュカブル（Educable, 教育可能の意味）を対象としているのである。（ただし、現実には、I・Q 20程度の幼児一名が個人保育のため週三回通園して来ている）

さて、通常、教育管理の面から、精薄児の教育に関しては、

イ、分離（または隔離）主義教育

ロ、一般児との混成教育

ハ、折衷案としての特別学級教育

にわけられるが、イの分離主義は、幼児の社会性、情緒性の発達に対しても、かえって、発達が阻害されるないしは刺戟が少ないなどの理由からと、幼児の段階では、子ども同志の間における差別観が少ないという点から、本園の場合には、口の方法、すなわち一般児との混成教育の方法を採用し、これに週一回のグループによる特別保

育を併用することとした。

右の表は、杉田裕氏による小学校における教師に対する質問結果をまとめた表であるが、これを見てもわかるように少なくも魯鈍級以上では、実際に面倒を見ているし、それなりの効果が少しあるといえよう。まして、幼児の場合、この効果は、これ以上であると推定してよいのではないかろうか。

### 三、保育上の留意点

効 果	あると思う	しきどと思う	ないと思う	無記入
境 界 線	27.9%	28.9%	3.5%	39.7%
魯 鈍	21.9	45.2	3.4	29.6
痴 愚 以 下	8.6	30.4	26.7	34.3

第 1 表

特別面倒を	みている	みても仕方がない
境 界 線	50.3%	0.1%
魯 鈍	41.9	3.5
痴 愚 以 下	40.9	17.9

第 2 表

幼児期における「ちえおくれ」の幼児を保育する場合、決して、知能そのものの向上などに意を用いるべきではないと思う。以下、その留意点を列記すれば、

イ、情緒面における安定を図り、集団生活への適応を高めること。

ロ、運動能力を伸ばすよう配慮すること。

ハ、自主性（自立、自律）を少しでも増すよう配慮すること。

ニ、親に対する働きかけ。（親のカウンセリング）。

ホ、一般児との間の関係調整（劣等感を抱かせぬように配慮する）

ヘ、個人保育、グループ保育、一般保育を併用する。

などがあげられる。もちろん、これらは、別個に考えられるべきものではなく、同時に平行的に手がうたれていかなければならないのである。すなわち、後述のように、ちえおくれの子どもを持つ親は、どうしても過保護に陥り易く、その結果、子どもは、本来その傾向のあるものが一層情緒不安定で、集団生活への不適応、あるいは自立性運動機能の不足などがひきおこされるのである。したがって、親への働きかけをしながら、子どもに対しては、最初は個人保育の形で、週二～三回程度、一回約一時間を保育する。この場合、少人数（二、三名位）ならば、グループでもよい。この期間は個人差、知能差によって異なるが、筆者の園では、個人保育を集団

生活参加前におこなったのは、一名のみである。他はすべて、最初から一般児の中に編入させている。しかし、この場合、一般保育と並行して、精薄児グループを作り、週一回グループ保育をおこなっている。

筆者が、今までにもつとも多くうけた質問は、「一般児との間の関係調整をどうするか」ということである。例えば、脳水腫によるちえおくれのH君についての事例研究報告に対しても、三木安正氏による読後感想の中に、「いずれかの機会に、普通児との関係をどう調整しているかをうかがいたいと思う」とあり、誰しも、最もたずねたい点であろう。これに対して、筆者の園で、現在最も留意していることは、

1、全部の教師が、ちえおくれの子どもを保育するという意識を徹底する（たとえ、自分の組の子どもでなくとも常に意識の中に入れておこうとする態度）

#### 口、全ての教師の幼児観の確立―特に差別観を持たぬこと、平等

#### 観の確立―と同時に保育観の確立

である。今一つ大切なことは、一般の母おやへの働きかけである。幼児同志で生ずる差別感より、母おやを通じての差別感の方がより大きい（例えば、うわさ話が子どもの耳に入るなど）ものである。母の会などで、知能とかテストなどについて話す時、ちえおくれというものが、普通の父母から生まれる可能性の問題などにつ

いてふれ、単なる同情だけでなく、人間の問題として考えるように仕向けていくと案外成功するものである。教師も、親も、かわいそうという同情感が、案外、無意識的には、劣等観に陥ってしまうことを警戒すべきである。

子どもたちに対しては、それぞれの能力に応じた程度に作業（あそび）させ、他の普通児との間の個人間差ではなく、個々のちえおくれの子どもにおける個人内差の把握に努め、その欠点を伸ばすようを考えたい。すくなくも、従来しばしば筆者も指摘してきたような誤った保育効果を期待―例えば、絵やゆうぎがうまいとか、劇を無理に教えるといった様式―するような園では、根本的に保育觀を改変せぬ限り、この種の保育は成立しないといってよい。その子なりに、その程度に応じて伸ばすという心構えが大切なことである。

#### 四、親のカウンセリング

三木安正氏<sup>(3)</sup>は、精薄児をもつ親の理解、態度を、

イ、子どもの現状に対する理解

ロ、教育觀、子どもへの教育的期待

ハ、対社会的態度、世間態

ニ、親の気分、心構え

の四項目に分類して、それぞれを三段階に示されている。これによつてもわかることがあるが、普通、最初はなかなか事実を認めようとしないし、また認めたがらないものである。特に園側で先に事実を発見したような場合、これを親に認識させるということは、相当困難を伴うと思わなければならない。

本園の場合でも、二、三名は、特に相談所、または他園より依頼されたものであるが、他のものは、園側の発見によるため、進学、その他で、多大の困難があることを認めなければならない。しかし、徐々にでも、個々の親に対して、事実を認識するようにカウンセリングをおこなつていかなければならない。認識させ、その時に生ずる親のショック、あるいはその子どもの将来の教育にまで園として相談にのつてあげられるだけの知識、視野を持つておくことが必要なのである。

## 五、事例について

現在、本園では、年長組に十名の精薄児を在籍させている。(一  
年保育組に八名、二年保育年長組に二名)このほか特別保育児として、他園より一名(I・Q五五)家庭より一名(I・Q推定二〇(前後)計二名が通園している。(下表参照のこと)

この表のように、知能指数七〇以下では、全部の親が、事実を

第3表

姓 名	性別	I・Q (個)	I・Q (集)	4月 身長	10月 身長	4月 体重	10月 体重	分 婴 状 況	疾 痘 そ の 他
○ 進○	男子 *	58	74	98.8	100.7	14.0	15.0	普通	夜尿、頻尿、偏食
○山 久○	女子 *	63	59	103.4	106.9	14.5	15.5	普通	
○原 一	男子 *	67	51	120.5	122.5	21.5	21.0	早産(8か月)(就)	脳水腫
栗○ 和○	女子	72	74	103.8	107.8	18.5	18.5	普通	
○村 誠	男子	78	79	103.6	106.1	14.5	15.5	安産	
○川美○○	女子	78	66	111.2	115.3	21.0	22.0	安産	
○川 ○巳	男子	81	71	111.6	115.5	18.5	19.5	安産	
○川 和○	男子 *	56	71	107.4	109.4	17.5	19.5	難産、遅産、鉗子(就)	
○野世○子	女子	78	59	111.5	113.8	18.5	19.1	安産	
○元三枝○	女子	97	77	111.0	113.0	20.5	21.8	安産	脳水腫、てんかん

(就)は、就学延期を表わす  
\*は、親が認めているもの。

認めている  
が、境界線  
級(七〇前  
後)では、な  
かなか認め  
られない。  
これらの  
子どもにつ  
いて、身体、  
知能、社会  
性、運動能  
力などにつ  
いてのプロ  
ファイルを  
九月のそれ  
ぞれについ  
て示せば、  
て次頁の図の  
ようにな  
る。

なお、この図に示してある項目は、次の二十三項目である。

これでわかるように半年間で進歩の著るしいのは、下の六項目、

すなわち習

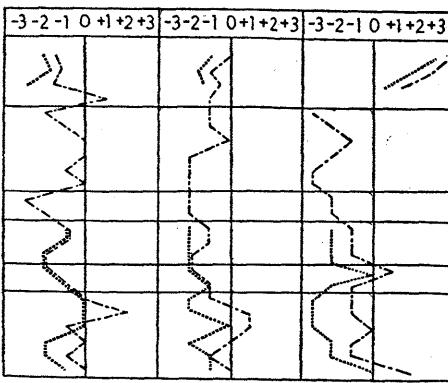
熟によるも

のであるこ

とがわか

り増したと  
会性もかな  
り増したと  
いえよう。

る。また社



○進○ ○山久○ ○原一

月月  
4 9

身 發 育	身	長
	體	重
	胸	體
	栄	開
體 力	走	養
	な	る
	げ	る
	けん	すい
知 能	荷	疾
	重	走
	片	足
	足	とび
社會性	立	とび
	巾	立
	個	人
	團	體
發 音	集	性
	適	適
	應	應
	會	話
注 意	音	
	平	
	均	
	ジ	
平 均 台	ヤ	ングル
	ラ	・ジム
	ス	コ
	は	ブ
音 力	さ	ブ
	は	み
		し

## 六、今後の問題

以上によつて、普通児の中ににおける精薄児保育が可能なこと、またある程度効果のあること、その困難点は何かなどについて理解されたことと思うが、今後に残された問題として本園のこのよだな試みも未だ決して安定したものではない。相談所などと連絡をとることによって、就学前教育において、このような子どもに少しでも進歩を与え、小学校教育における問題点を少なくするため、できるだけ多くの子どもに利用されるよう今まで安定させなければならないが、まだ道は遠いようである。読者諸氏の御協力を期待してやまない次第である。

### ○参考文献

- (1) 「学業と知能」明治図書出版K・K 鈴木・品川・宮城編(二〇六頁より)
- (2) 「脳水腫によるもの」保育の手帖 第四巻・第十一号・栄光幼稚園
- (3) 「学業と知能」(前出)(二二二頁より)
- (4) 「保育研究法」学芸図書K・K 辰見・角尾・日名子共著

(私立栄光幼稚園長・玉川大学講師)

\* \* \*

# 子どもの感性は

## おとろえつつある

室谷幸吉

タタミにも ホクロがある

ぼくのアゴにも あるけどネ

タタミの ホクロは

なんだろかな。

\*

サクラの花が ちつたから

うちのバンソウコウで

はつてあげましょうよ。

（五才・男）

これを詩どみるか、みないかは、読む人の自由である。咲く花を  
美しいとながめ、小鳥のさえずりを耳にして、のどかだとききほれ  
るのは、人間の自然の情だろう。それと同じように、  
お空を

ナイフで

シャッシャッと切つたら いいな

空がおつこちて

空気がなくなるよ

それでもヒコウキは とべるよ。  
という子どものコトバにふれたとき、このコトバをウラで支えてい  
る子どもの心の動きに思いいたって、「いいな、美しいな。」と思う  
のは、人間として自然なあり方ではないだらうか。まだある。

（五才・男・哲）

雨は なってんのはにのって  
ひるねしている

フトンをひいて ひるねしている

フトンからころげて

なってんのはに ぶら下っている

それがおちると みにのつた

みは くびをふりながら

こもりをしている。

（七才・女・ようこ）

\*

台所に

ぼくのぬいだグツの片方が

ひっくり返っている

妹のゲタは  
ハの字になつてゐる

こんな所にも  
ぼくがいた。

いいではないか。よむ人の心を清らかにうつものがある。うん、  
そうかそうか、なるほどな——と、生命の純粹な地点で、感動に胸  
をわななかせる力がある。だから、生きていることはうれしい。樂  
しい。意味深いものだ、と、生命を肯定させるあたたかい力——。  
おかあさんはね

ふとつてゐるから まるいものすきなんだて

それで マリ 買つてくれたの  
おとうさんは やせてるからね

ほそながいもの すきでしょ  
だから 刀 買つてちょうどよいよ。

（五才・男・哲）

おにんぎょうは

ひやつかてんに  
いくらでも うつて いるけど

わたしは どこにも  
うつとはいひない

せかいじゅうに  
わたしはたつたひとりだけ

それに かあちゃんは  
わたしを しかる。

（五才・女・雅代）

口ぶえぶいてるの なんだ

一の字になつて  
いる

葉かげに入つた  
ぼくがいた。

（十二才・男）

一びきのあり  
葉かげに入つた  
出たときは なんだか  
大きくなつたようだ。

（十二才・男）

ていでんの 風の夜  
れんたんの

（十二才・児）

物にふれ、事にふれて、このような見方・考え方のもてる子ども  
は、もてない子どもにくらべ、ゆたかな人生を経験しつつある、  
といつてもまちがいはなかろう。

私は、子どももオトナも、ゆたかで、あたたかい物の見方のでき  
り、ほんとうの教育だと信じてゐる。  
ライオンとトラと どつちがつよい?  
インドのライオンと

インドのトラと くらべても  
ずっとつよいんだよ。

四才七か月のサトルの日記に、こんなコトバが記録されている。

ヒューヒューして

ほら

風が 口ぶえふいてるよ

あれ

むこうの家が こわれたよ

ちがうよ あの家

さかになつて いるんで

こわれた ように みえたんだよ。

満五才のサトルの目と心がとらえた一風景である。

同じ年の春、サトルは父といっしょに船に乗って房州勝山へ行つた。その時の彼の心の躍動と緊張が、つぎのような一連のコトバとなつて残されている。

トンネルがまがつて いるから

まづくらだ よ

ホラ 光がみえて きた

シブヤのえきが みえる

トンネルの中も シブヤだよ。

ね シブヤって いうんだよ

乗船場へ行くため、朝、私鉄で渋谷駅に着く直前のものである。

この舟は アワジまる

せんに勝山にいったのは タチバナ丸

あ みんな ルがつくんだな

ルでしょ いやいやちがう

海上保安隊は イ だ

イがつくのもあるネ。

\*

きょうの海 あらしみたいだ

サイダーみたいに

せんたくのアワみたいに

ジユースみたいに

波がさける。

ある日の夕食の際、サトルの心はこんなふうに動く。（五才四か月）

おかあさんは カタツムリ

ふとてるから

おとうさんは やせんぼう

いいや シミだよ

本きちがいだから――

おねえちゃんは ナメクジで

ヤコちゃんは 毛虫

ぼうやは ヤセッポの 三角ガオだから

カマキリだよ。

そのサトルが小学校に入つて以来四年、どうしたというのだろう、これという感動的な記録が全くないのだ。

だが、これは、なにもサトルという特定の子どもに限つた現象ではない。これは、こんにちの子どもたちの大部 分に、共通に認められるところのものである。

「幼児は、すべて詩人である。」という見方は、人間というものを、素直に見つめた人のコトバだとと思う。

とすると、多くの子どもたちは、幼時に芽生えさせた貴重な生命のフタバを、少年期において、しばませたということになるようである。そして、それは正にその通りなのである。

では、子どもたちは、いつ・どこで・どうして尊い生命の芽生えの伸びを停止させたり、萎縮させたりしてしまうのであろう。

肉体的早熟に並行しない精神的晚熟、こんにちの子どもたちの、人間形成上の困難な問題の生じてくる源は、この二つのものの並行をはばんでいるギャップにある。落書き式・話の泉式知識の断片は、あふれるほど、こぼれるほど多量にとり込まれているのではないか。断片知識のおびただしい堆積の下に、埋没してしまった感性の芽、問題はそれだ。

★ — 1

くろい雲が　かえっていくから

もう　雨　ふらないね

みんなよそにいって

雨ふらせるんでしょ

五才四ヶ月のヤス子のことばを、言つたままに、父が書きとめたものだ。ヤス子の目は鋭い。彼女の心の動きにはひらめきがある。日に一つ、二日に一つと、彼女の味わいふかいコトバに、父はふれることができた。

あめがふつて

どうもろこしがゆれている

はっぱに　あめが　のぼつてる

五才七ヶ月のコトバである。父の耳にとどかない彼女の発見——

詩的表現——は、どれくらいあるかしれない。おそらく父の耳にうけとめられ、書き残されたものの十倍はあるだろう。

おてんとさまはね

ラジオのいっしたこと

ちゃんとまもらないわネ

だから　きょう　はれたでしょ

おてんとさま

ラジオのいうこと

しらないんだわ。

\*

サトルちゃんと　おとうさんが

ひとつフトンに  
あたまをならべ　ねたよ

ぼうずあたまが二つならんだ  
サトルちゃんのあたま

四角ぼうず

おとうちゃんのあたま　長ぼうず。

小さな詩人——父は、ヤス子の将来に、それとなく大きな期待を寄せた。それは彼女を詩人に仕立てあげようというのではない。彼女が、今のような心のひらめきを未長くもちつづけ、深くあたたかい目で物をながめ得る人間になること、人生の、生命の眞実を誠実に掘りあてることに喜びを感じるような成長の道すじをとつてくれるだろうことに、多くの楽しみをかけたのだった。満六才四ヶ月——学令に達したヤス子は、小学校への門をくぐった。

わたし あしたのにゆうがくしけん

うれしくって

はやくいきたいわ

いいおようふくくるんだもん

わたし先生のとこへいったら

おはようございますっていうの。

一日一日が待たれた。やがて七月、一学期が終り、夏休みを経て秋を迎える。ヤス子は人なみに平がなを取得し、書こうと思えば、自分の心の中にうごくものを、自由に書きうる力をもつた。

しかし、しかしである。入学以来のヤス子は、以前のようなるおいのある心の動きを示さなくなつた。心を閉じ、コトバをはかなくなつた。

「詩の手帖」というものを、父は考えて作つた。ワラ半紙を四ツに折つてかさねてとじ、画用紙で表紙をつけた。家族の者が、母も、姉も、もちろん父も、いつしょにエンピツをにぎり、おののおのが感じたこと、思ったこと、みつけたことを自由に書きつけようというだ。「詩」というコトバや形にこだわらずに、だ。

大きいまりと  
小さいまりと  
ならぶと

大きいまりは おかあさんみたい。

ヤス子は書きつけた。またこんなのもある。  
おねいちゃんが

しづかちゃんの家へいった

やすこは こたつにあたりながら

そとをみていた

あかりをつけて はしって いつた

あかりは どうだいみたいに  
ぱっとついていた。

しかし「ひかれ者」の気重さでやっている仕事らしく、自然な心の燃焼の産物とはいえそうにないもの多かつた。

せめて一ヶ月に一度は——と、メドをつけてふみ切つた仕事だったが、三号雑誌みたいに三月こつきりで尻キレントボになり、後がつづかずじまいになつた。

ところするうち、ヤス子は、小学二年になり三年に進んだ。知識的成長に見るべきものがあるのに、なぜ、ヤス子は、感性的方面の実りや収穫を見せないのであろうか。フシギというよりは、父にとって不満だつた。先生の指導がよければ、入学前に芽生えていた子どもの、あのかがやく目（芽）は、盲いついえるはずがない。それが、芽立ちのまま萎えしぶんでいったのは培いがなかつたからだ。父は、ヤス子の受持の先生に、ヤス子をふくめて、すべての子どもたちに、もつと書くよろこびに、ひんばんにふれさせてほしかつたと思った。

しかし、残念ながら、ヤス子の先生は、あまり子どもに書かせたがらないタイプの先生だった。「作文」と名のつく学習は、一学期に一度あつたか、なかつたか、といった具合である。  
どんな先生にも得手不得手、好みがあるということは悪くはない

い。だから、私は、すべての先生に、「詩人であつてほしい」などと、身勝手な注文をつける気持はさらさらない。しかし、私の目にふれる先生の多くは、前述のヤス子の担任教師をふくめて、あまりにも詩人、または詩人的でなさすぎる。それでは、子どもの心身の円満な生長を托する唯一の心だのみの精神的技師である教師として、いかにも心細いのである。

子どもは正直なものだから、先生を先達とし、先生のゆたかな感性にふれつつ、自らの感性をも高めみがいていくにちがいない。こんなちの子どもの、物の見方のうるおいのなさ、ギスギスしたガサツな生活態度は、「導き」の不足によるところ大なるものがあると思う。あれもこれの原因を、教師の指導の仕方の到らなさという一事に帰すことはまちがいだが、それがきわめて有力な原因の一つであることを信じないわけにはいかない。

めざめた人たちの、着実な結びつきを通して、失われた「人間」の「復興」を実現させようではないか。

★ — 2 —

子どものもつ本来的な詩性をすりへらしているものの一つは、「生活の多忙さ」である。それが子どもの創造性をぶちこわしたり、萎縮させたりしていることに気づかぬ親たちは意外に多い。困ったことに、そういう親たちに限って、なんだかんだと、子どもの生活にさまざまなものを持ちこみ、子どものエネルギー消費に権力で干渉を加え、子どもたちの生活を「層せわしくし、一層疲れさせようとやつきになつてゐる。

「子どものため」——この合いコトバみたいなコトバを一枚看板に

して、「子どもを思う」親の熱心さをみせびらかそうとして、実際は子どもを思わない無情な親になりきがつて来つてあることに、一向気づいていない。

二年生の教室に「うめのみニュース」というクラスの名をとつた「かべ新聞」の場所を作つた。家庭内のこと、近所のこととに気をつけていて、何かかわつたこと、みんなに知らせたいことがあつたら、その時その時に紙に書いてはり出そと約束した。ところが、そこに一週間たつても、半月たつても一枚のニュースもあらわれない。「ニュースに出したらいいことが、ほんとにみんなの家にないのかな。書くのがめんどうで、怠けて書かないのかな。そのどっちだろう?」休み時間に、掲示場の前で遊んでいる子どもたちに先生がいうと、

「ウウン、あるのよ。ほんとはニュースがあるの」と、返事は素直である。「じゃ、なぜ書いて出さないの?」「だってさ、せわしいのよ。わたし、ピアノのけいこに行つててるでしょ。ピアノから帰つてきたら、家でしなければならない勉強もあるでしょ。だから、いそがしくてとっても書けないのよ」というマリのいいわけだった。このことばのウラには「助けてくれ」という哀願のひびきがあつた。きのう、おどといは日ようびでした。おとうさんが、

「一月からいいごをやんなさい」とつていいました。ぼくが、「いいよ。ぼくやらないよ」といつたら、おとうさんが、「いや、やんなきやだめだ」とつていった。ぼくが、「やるんだつたら、中学からやるよ」とつていったら、また、おとうさんが、「いや、中学じゃだめだ」とつていった。六才・男・愛治

子どもの生活の多忙さは、このようにして加重してゆくばかりである。一方で、貴重な人間的感性をすりへらしながら――。

★――3

刺激過剰が良からぬものと承知しつつ、なお過剰を生みつけ、幼い生命を溺れさせ、食いつぶしてゆくのが現代の怪物マス・コミである。商業主義である。

文化の恩恵の乏しい時代の子どもたちは、こわれたソウケザルを母にもらいうか、台所のスミから見つけだし、それをかかえて、野川に走り、川面をおおう茂みのかげにあてがって、ドジョウをとり、フナをとらえた。今の子どもたちは、そのような魚すくいを、自身の意思と、エネルギーによってやろうとしない。(したいと思つても、思い通りにできない事情や条件もあるにはあるが……)ベッタリ畳にすわりこみ、紅茶をすすつたり、チョコレートをしゃぶったり、ガムなどかみながら、テレビで用をすませてしまう。行動にうつたえジカに体験する魚すくいではなく、視覚にうつす魚すくいの映像だけで、安直手軽に代用させてしまう。

なるほど畠の上であるから、川に捨てられたビールびんのかけらをふんで、足の肉をそぐこともないし、イバラに腕をひっかけてカスリ傷を負うおそれもない。だが、その安全さは、子どもにとって幸せというべきか、どうか。

家庭における幼児の育て方に、幼稚園での教育やしつけの仕組みに、そして学校教育の分野で、子どもの『主体的経験』が、広く深く配慮されたり、あたたかく迎え入れられているとは、どうしても私には思われないので。これが私の見誤りであればうれしい。

子どもをマスコミの囚われ人にしてはならない。むしろ氾濫しがちのマスコミを思い切って切りすて、そうすることによって、子どもたちの手に、主体的創造的な生活を返してやること、それが何よりも必要なことではないか。

★――4

生活、そして人生の意義は、どんな形であろうとも、何かの形で、生産に結びつくところに見出される。  
子どもたちは、生産活動の過程の中に、正しくふさわしく位置づけられた時、ほんとうの人生をとらえ、生命の意義を体得することができる。生産活動の中に、子どもを適切に位置づけるということは、幼い子どものエネルギーを、労働力として利用すべきだということではない。人間が、そして子ども自身が、何によつて生きており、生かされているのかを、子どもに知らすことである。

健二の父はY会社の課長さんだ。その健二の家に会社から電話がかかってきた。四年生の健二が電話口に出る。

「課長さんのお宅ですか」と電話の主がたずねる。

「え?」と健二はきき返す。「アノ、課長さんのお宅じゃありませんか。課長さん、おいでになりますか?」

そこで健二は、「うちちはちがいますよ。うちちは高沢です。」と答えた。後で健二が両親にいつたそ�である。

「家のおとうさんは課長さんなのか。へえ、ちつとも知らなかつた。」

地方農漁村の子どもたちは、親たちと一つになつて、共通な生産活動に、参加する機会がわりあいに多い。これを、単純に、農漁民

の生活の貧しさからくる、やむをえない、いやいやながらの悲しく  
みじめな行為である、と考えてはいけない。子どもは、労働と結び  
つくことによって社会を勉強し、人生を学習することができる。

あの気笛

たんばに きこえただろう

もう あば(母) がかえるよ

八重三 なくなよ

たきものをいのつて ※になつて

坂道を行きはじめた。

足がおもかつた。

足を下した坂道

ひざばんさんが じゃんとなつて

とこそこ 走つた。

べんぶが ちぎるようだ。

広い道に下した。

からだが風に吹かれるようだ。

首の手ぬぐいをのけた。

首が長くなつたような気がした。

声以上に、これらの子の心の姿の正しさ、美しさ、はじめさ、強

さに感動させられる。

おじいさんが

まぐさを きつてゐる

私は草をはこんであげる

くらい牛小屋のかげで

おじいさんのおす おしきりのはが

ぴかっと光った

九才児

むこうの竹山が雪で白いよ。

働く姿を愛情深い目でながめている子どもの心の高まりをよみと  
つてほしい。だが、なんといつても、感動深く、力強いのは、子ど  
も自身が働きに加わっている場合である。働きの中で感じ、働きの  
中から生まれてきた考え方である。

だいこんをつんでいると

ちゃちゃきが「チャツ チャツ」となつた

ふゆがきたので よろこんでないた。

七才児

## ★ —

では子どもの生活をコマギレ的散漫化からすくい、詩的感覚や詩

的感感受性などの純粹感性を高め育てるには、どうしたらいいか。

それには四つの方法がある。それは、これまでに述べた四つの現代  
的欠陥をウラ返しにした方法を講ずるということである。

1、詩に理解のある（その理解は必ずしも深いことを要しない）

先生によつて、ひんぱんに、ものを書く機会を与えること。

2、親の慈愛や「子どものために」という取り越し苦労を、子ども  
らの生活にわりこませない。子どもの生活流動を時間的に再検討  
し、多忙化による精神的疲労から救う。

3、過剰な刺激から子どもを守るために、適当にマスクミを遮断  
し、子どもに主体的自主的な生活時間を与える。

#### 4、できるだけ生産活動にジカにふれさせる。

この四つの方法は、心の向け方・意識の持ち方ひとつで、だれにでも、どの親にでもできることなのだ。子どもが、眞の人間性を獲得する、という大きな結果を考えるならば、この程度の配慮や、生活態度の変更などは、むしろ軽々とする努力だといえないだろうか。

それを忌避する理由もなければ、無視する怠慢もゆるされはすまい。  
“感性の母”になり得ない知性などいうものは、土台どこかがズレているのだ。それは知性のマヤカシものだ。“知性”は“感性”という親を、くい殺す鬼子ではないはずのものだ。

知性と感性との一体化・知性と感性との相乗効果の上に、人間性の花を咲かせるために、四つの方法が与えられているということを、私たちは喜ばねばならない。

喜ちゃん

およよふくとりかえたよ

お山もみておくれ

本もみておくれ

はっぱも みておくれ

白く光るよ

むこうも光るよ。

\*

がつこうへくると

みんなが おれの顔をみる

へんなかおでみる

おれのことを おとっちゃんという

おとっちゃんという

おとっちゃん

おれのズボンが

おかしいんだ

おれのズボンは

カアキいろで 上がふとくってだぶだぶして

下がきゅうつとほそくって

おまけにそこに あなぼこがあいて

ひもがとおしてあるんだ

そうして でつかいつぎがある

それだから わらうんだ

それだから オレの顔をみてるんだ

おとっちゃん

それでもいいんだ

これでも このズボンは

かあちゃんが かあちゃんの手でぬったんだ

おとっちゃんが死んじゃつて

かあちゃんがはたらきにいっている

わらわれたっていい

わらわれたって はいてゆくんだ

このズボンはかあちゃんがぬつたのだ。

このようにして私たちは、幼年期には詩人である人間を、少年期になると散文家にし、成人期に達して、至極退屈な漫談家にしたり

苦情家にダ落させないですむのである。

(明星学園)

# クラス編制の諸問題



安藤寿美江

## 一、編制の基準

クラス編制に関し、学校教育法には「幼稚園に入園できる者は、

いのは、三才児は一〇人～一五人、四才児は二〇人～三〇人、五才児は三〇人～三五人であろう。

## 二、編制の現状

を原則とする。」と指示されている。

満三才から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。」と示され、また設置基準には「同年令の幼児をもつて同じ学級とすること

を原則とする。」と指示されている。

したがって、三才から四才までが第一年、四才から五才までが第二年、五才から六才までが第三年というように年令別の学級編制が原則である。

ところが幼稚園教育がまだ義務制まで発展していないこと、したがって隨時入園をみとめないわけにいかないし、また、三才から三年間在園する幼児は少なく、大部分が一年保育ないし二年保育のため、学年制のとりにくい現状である。

また、「一学級の幼児数は四十人以下を原則とする。」と示されているが、これは教育効果をあげるための一学級の幼児数としては最大限であり、したがって最低基準を示すものである。

なお、年令別の一学級幼児数は示されていないが、教育上望まし

また、実際には、学級の幼児の発達の程度と、幼稚園での教育経験の多少、教員の教育経験の多少、教育指導力の良否、保育室その他の施設・設備・教具などの状態などによって変わらなければならぬ。例えばある学級では二〇人でも最大限と考えられる場合もある。

ろうし、またある学級では三二人が最大限と考えられる場合もあるう。

なお、この問題には、最近の出生率の低下による幼児数の減少、あるいは都心地におけるビル建設に伴う住宅の郊外移動なども大いに影響があると思われる。そのため毎年令別に学級編制する程、入園する幼児がいない地域もある。

以上のようないろいろな理由で正常な学級編制ができず、しかも保育効果をあげるために頭を悩ますところが年々増加しつつある現状である。

次にこうした園の中から保育室の広さやその他の施設、設備、教員の資質などは各級大体同じ条件と考えられるのに、特殊な編制をしている一、二の園の例をあげてみよう。

#### (2) 極少人數級の場合

三才児 (三年保育)

一二名

四才児 (二年保育年少)

六名

五才児 (二年保育年長)

一九名

五才児 (二年保育年中)

一〇名

五才児 (二年保育年長)

一九名

このK園では、これらの幼児をそのまま、年令別、教育経験別に三級編制としている。第三者としてみたとき、前に述べた通り他の条件が大体同じであるとするとき、最も手のかかる四才児が最も人

数の多いということは、担任の負担の上でたいへんアンバランスに思われる。同年令、同経験別のクラス編制に徹底した点はまことに敬服するが、職員相互の関係に難点はなからうかと不安が持たれる。しかし、こうした第三者の心配は不用のようである。というのは、この園では学級編制上のこうしたアンバランスについては長期計画を立てているのである。つまり、前年度多人數学級を担任した教師は、今年度は少人數学級を担任するというたてまえになつていいのである。その上、主任教諭は学級を持たず、多人數学級の補助者として協力する体制をとっている。これらら問題はないであろう。なる程とうなづかれる。

このT園ではやはり年令別に三つの級に編制し、主任教諭を含めて三人の教師がそれぞれ担任している。四才児級、五才児級は同年令ではあるが、質的には混合組である。

この園の問題は四才児六名の極少數級である。六名中、女児は二名で、特別の問題児もなく、静かなおとなしい幼児ばかりだそうである。したがって、毎日けんかもなく、六人の結びつきが密で、よくあそぶようである。こうした点ではまことに理想的なクラスのよ

うであるが、担任としては、余りに静かで、何かもの足らず張り合ひがないとなげいている。四十数名の多人数学級にくらべまことにもつたないような話であるが、この何かものたりないというあたりに小人数級の問題がある。

幼児教育が幼児の個人の完成ということに重点がおかれ、一対一の個別指導を中心とした時代では幼児數は少ない程その効果をあげることができたであろう。ところが新らしい教育では個別指導ではなく、個人差に応ずる教育が重んじられるようになった。個人差に応ずる教育とは個別指導のように個々別々に幼児を指導したのではなく、個人差に応ずる教育が重んじられるようになった。個人差に到底その目的を達することはできない。幼児の個性はその社会生活を通してのみ形成されるからである。幼児の社会的態度や生活習慣は、集団生活の経験のなかから助長されるのである。したがって集団としての雰囲気の出てこない僅か数人の学級では家庭生活として変わりはなく集団生活の基礎を培う幼稚園教育の根本的なものが欠けることになる。

こうした欠陥を補うためには、むしろ、五才児級と混合にした方がよいかもしない。人数を平等にするためには三才児との混合が考えられるが、これは発達的にみて無理であろうし、人数も三才児級として適当などころである。

以上のような極少數級のある一方、四十数名というような多人数級もある。これは居住者の割に幼稚園の少ない地域や、進学のための学校選択に伴う区域外からの入園者の多い園にみられる。これも幼稚園としては正常でない特殊な編制で、幼児教育にとつて望ましくない現状である。たとえ同年令であっても四十名をこえると、教師の指導技術は最高度に要求される。教師の手がひとりひとりにいきわたるようにするにはたいへんな努力である。多人数の幼児をしつかり掌中に握ろうとするとかく指導が一齊的に傾き、かたくなって、幼児の活動にのびやかさが乏しくなりがちである。また、自由にのびのびさせようとすると、まとまりがなくなりがちで、喧そりになり、落ちつかない上すべりの保育に陥りやすい。いずれにしても多人数編制には問題が多い。

#### (四) 混合組の場合

以上、特殊な編制の現状について二、三の例を述べたが、いろいろな事情から混合組編制を余儀なくおこなっている園も相当多い現状である。全国的にみると私立ははつきりしないが、公立一一パーセント、国立六パーセント、東京都心の公立は全国平均をはるかに上まわっている。

#### (二) 多人数級の場合

四月の入園期における幼児をその年令および教育経験によって分類してみると、次の六通りになる。(1)三才児の一年目、(2)四才児の

一年目、(3)五才児の一年目、(4)四才児の二年目、(5)五才児の二年目、

#### (6)五才児の三年目。

り、四つなりに割っていく方法である。

#### (2)均等割

これら六種類の幼児が、それぞれ適当な人数で六通りのクラス編制ができれば問題はないわけである。しかし、これらのすべて、あるいはいくつかの種類と、人数もまちまちの幼児を、限られた施設、設備、職員定数などとにらみ合わせて編制するところにやむを得ず混合組の生まれる原因がある。同年令でさえ、個人差の多い幼児期

であるから、その上年令差の加わる混合組編制は指導上、幾多の困難を伴うからできれば避けたいところである。そうかといって同年令別編制に徹すれば、前述したような極少組級や多数組級などの、また別の問題を持つ特殊な級編制をまぬがれることになる。

そこで最も一般におこなわれて妥当性もある混合組編制は、三才児と四才児のおそい生まれ、あるいは五才児と四才児の早い生まれというように同年令編制に最も近い分け方をすることであろう。

### 三、クラス編制の方法

正常な同年令のクラス編制にしろ、特殊な混合組編制にしろ、一般的には次のような方法がある。

#### (1)生年月日順

同年令あるいは全園児を生年月日順に並べ、組数に応じて三つな

同年令の場合には入園調査の結果により、評価されたA・B・C各段階の幼児が、どの組にも大体同人数ずつ配分される方法で、各級が大体等質になるような分け方である。混合の場合には、各年令の幼児が同数ずつ各級に配分されるわけである。

#### (3)能力別

入園前の環境調査、あるいは入園後二週間位の実態調査の結果、年令にかかるらず集団生活適応への能力に応じて編制する。ある期間を経過してその効果がみとめられたら、他の編制にかかる。

#### (4)地域別

地域により、年令を混合して編制する。

以上、クラス編制の方法について一般的な場合を二、三あげたが、これらはそれぞれ一長一短あり、また各園の実状も異なるから、一概に良否をきめるわけにはいかない。

要は、園の実態(幼児の類別、人数、教師の質および人数、施設、設備など)に即し、個々の幼児が年令に応じ、発達に応じた集団の中でのびのびと成長できるよう、最善の考慮をはらうべきであろう。

# 治療言語

## ことばの異常な子どもの指導

### (三) 発音の異常な子ども

田口恒夫

よく調べてみると、幼稚園には、ある音が正しく発音できていない子どもが、たくさんいます。ただし、ご存知のように、そのうちの大半の子どもたちは、小学校の二年生になる頃には、もうすっかりふつうの発音になってしまいます。

ところが、子ども三、四十人にひとりくらいの割合で、入学後も

ずっと発音の異常をもったままの子ができてしまうのです。こういう子どもを、幼稚園時代に早くみつけて、治してあげることがたいせつです。コトバの異常というものは、幼ない時ほど治りやすいものですし、年をとるに従って、そのためには子どもが劣等感をもつようになったり、また、自分のコトバの異常に馴れてしまって、治にくくなる傾向があるのですから。

発音の能力といふものは、身長や体重や知能と同じように、成長発達するものです。生まれたばかりの赤ちゃんは、いろいろな音

を出していますが、それでもそれを発音記号に書きなおしてみると、出ている音の90%以上は、ほんの二、三つの音にすぎません。生後数か月ともなると、出す音の数は急にふえてきますが、これらは、発音というよりは、むしろ反射的に偶然に出てくるおどにすぎないものです。

ほんとうの意味での音（おん）の発達は一才前後から始まります。はじめは、マ行・バ行などの子音に、母音のひとつふたつが組合わされる程度ですが、次第に数を増し、七、八才で、だいたいおとなと同じになります。

この間の、発音の発達の様子をよくしらべてみると、次の二つの性質があります。

これは、ある子どもの発音が、はたして“異常”であるかどうかということや、放っておいては治りそうもない、かどうかということを考えるばあいの、最も重要な資料になるものです。

### 〈年令と発音〉

発音の能力といふものは、身長や体重や知能と同じように、成長

### 〈異常な子どもの見分けかた〉

第一の性質というのは、子どものコトバにあらわれてくる音には、だいたいの順番があるということです。もちろん、どの子どもにも共通した一定の順番があるわけではありませんが、比較的早くからあらわれる音、すなわちやさしい音と、比較的おそくあらわれる音、すなわちむつかしい音とがあるわけです。だいたい、マ行・パ行・バ行・ワ行・ナ行・ニヤ行・ダ行・タ行（ツを除く）などの音が早く、ヤ行・ハ行・ガ行・カ行・シガ行などがこれにつき、およそ、四才前後までにあらわれます。チャ行・ジャ行・シャ行・ザ行などは、しばしばこれより少しおくれ、ラ行とサ行とつなどがいちばんおそく、平均して七才前後になって完成するとされています。

この点だけからみれば、だいたいこういう順番に従っているものは、タチがよく、順番からいってずっと前にあるべき音がいくつかぬけてしまっている（ある音だけがいつまでもまったく発音されない）のは、比較的タチがわるいということができます。

第二の性質というのは、発音に関しては、発達段階が低いほど、発音の誤りかたがまちまちであるということです。幼い子どものばいには、おなじラ行が発音できないばいでも、間違いかたが不定で、ある時はラ行のように（正しく）きこえることもあります。ある時はダ行に、あるときは、ワ行のよう、またあるときにはジャ行のようきこえるといったようなどあります。こういう場合に

は、たとえもしその発達が時期的にはおくれていても、むしろ、正常発達の段階を踏んでいるものであり、したがって、かえって心配は少ないといふことができます。

ところが、いわゆる“発音の異常”な子というのは、年とともに、誤り方が固定してきます。いつでもきまつて、ある音が発音できたりし、その誤り方がいつも一定している傾向があれば、それは“異常”的兆候と考えなければなりません。

### 〈異常な発音〉

発音の誤りかたを、次の三つの型に分けてしらべると好都合です。

一、置換（ある音を他の音におきかえて発音するもの）たとえば、ラ行音をダ行音におきかえて、ダジオ（ラジオ）、ブドデス（ブロレス）などと発音するもの

二、省略（ある音をぬかしてしまって、発音するもの）たとえば、カ行音を省略して、アラスアーアー（カラスカアカア）オヤウサン（オキヤクサン）のように発音するもの

三、ひずみ（前のふたつの中のどちらでもないが、正しい音にきこえないもの）

置換のばいには、必らずしも、一般に用いられている五十音図に従って、音をおきかえることは限りますから、五十音図を、次のように音声学的に整理して書きかえて考えると、実用的には便利です。

アイウエオ

カ○クケコ ガ○グゲゴ

シャ団 ショノシヨ

サ○スセソ シガ○シングンゴ

ジャ団 ジヨシエジョ

タ○○テト ザ○ズゼゾ

チヤ団 チュチエジョ

ナ○ヌネノ ダ//デド

ニヤ団 ニユノニヨ

ハ○○ヘホ パビブベボ

ヒヤ団 ヒユノヒヨ

マミムメモ バビブベボ

キヤ団 キユノキヨ

ヤ/ユ/ヨ キヤ/キユ/ギヨ

ラリルレロ ギヤ団 ギユノギヨ

○印の音がそれぞれ□印のところに移されていることに、注意してください。

### 〈発音の異常の原因〉

発音の異常をひき起こすうえに関係の深い条件のうち、主なもの

をあげてみます。

一、話しコトバの発達が、全体としておくれているばかり

二、耳の聞こえがよくないばかり、とくに、聴力計（オジオメー

ター）で測った結果で、高い音の方のきこえのわるいばかり

三、ある音の発音のしかたをおぼえる頃に、耳や、からだや、發

音器官に異常があつたばかり

四、発音をするのに必要な器官の形に異常があるばかり

五、神経系統に異常があり、そのため、発音器官の働きがに

ぶけばあい

六、家族、とくに母親のとつてきた態度や、家庭におけるコトバ

の環境がわるかっただばあい

このようないかといふことは、多少専門的な問題ですから、省略しますが、よい指導をするためには、こういう点を明らかにしておくことが、ぜひ必要です。これについては、それ専門の先生に相談して、所見と意見を出していただき、総合的に判断することがたいせつです。

### 〈発音の指導〉

まず、まえに述べたような要因のうち、除きうるものを探し、改善できるものを改善するための手段をとり、必要なばあいには、このことを専門家に依頼します。

さし当っての子どもの取り扱い方の原則については、発達のおくれている子どもについて前号で述べたことが、そのままあてはまります。発音のまちがいについて、母親や先生が、いつも気にして、そのたびに子どもに注意するのは、たいへんよくないことです。コトバについてもコトバ以外の面についても、子どものよい点を認め、ほめ、ほめまして、すこやかにのばしてあげることがたいせつです。

基礎的な指導法として第一にたいせつなことは耳の訓練です。

まちがつた発音をやめさせて、正しい発音をすることを“教え”るために、まず、正しい音とまちがつた音を聞きわけができるようにしておかなければなりませんから。だれでも、自分の出す音の正否を聞きわける力は案外にぶいものです。したがって、ひとの出す音のききわけができるだけではまだ不じゅうぶんです。

子どもに、本人の出す音を聞きわけさせる方法として、いろいろな工夫をしてみてください。子どもの声を大きくして聞かせるのはひとつの方です。両手をそろえて、てのひらで水をくうときのようにおわん型をつくり、それをそのまま、口と鼻を被うように（マスクのよう）、顔から一センチほど離しておき、そのままで発音すると、自分の声がよくきこえます。録音した音を再生して聞かせることや、一方の耳に自分の声、他方の耳に先生の声を、同時によく聞かせて、二つをくらべさせることなども、よい方法です。

そのための器具も、いろいろと工夫されています。カルタ遊び、当てっこあそびなどは、大いにこの目的に利用することができます。

第二に、もし発音器官の働きがにぶいばあいには、そのはたらきをよくするための訓練をおこないます。ストローで液体を吸わせること、吹くこと、固いものやチューインガムを噛ませること、うがいをすること、舌の体操などをさせます。

こうした基本訓練ののち、発音のしかたの正しい習慣をつける訓

練に入つて行きます。

いずれも、すべて遊びの中にとり入れて、楽しくやってあげます。コトバの“異常”をなおすための“訓練”だという印象を、なるべく子どもに与えないようにします。

まず、単音（子音なら子音ひとつだけ）または単音節を正しく発音することを教えます。これにはどうしても、音声学についてのひと通りの知識が必要ですが、特定の音を単独に正しく発音するように訓練することは、さほどむずかしいことではありません。しかし、そのためには、耳だけでなく、舌やその他の発音器官の運動感覚や触覚や、視覚をじゅうぶんに活用します。

もし、ある場合にはその音が正しく発音されているというようなことがあれば、右のようなことをはぶいて、いまできている音をしつかりさせる練習をします。ですから、検査の時に、いつも発音ができないのか、それとも、ばあいによつては正しくできているのか、という点をよくたしかめておくことがたいせつなのです。

つぎに、音節から語句へ、語句から文の形式の話しコトバへといふ順で、なるべく早く文へ移るよう練習させます。

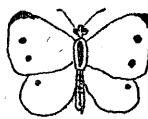
そこまできたら、こんどは、いろいろな会話の場面を想定して、ドラマふうに練習したり、とくに日常しばしば使うコトバに重点をおいて練習させ、実際の日常会話に使えるところまで育て、かためていきます。

（東京都新宿区戸山町一一番地 国立ろうあ者更生指導所）

# 幼児の思考と教育

(二)

## ——幼児の道德的実在性——



仲原晶子

さきに幼児の思考特質の全面をおおっているものとして幼児の自己中心性について述べ、したがって幼児の教育は必然的に自己中心性を軸として展開されねばならないことを説明した。それではそのような思考特質の上にきずかれる幼児の道徳判断はどのように特殊なものであり、それは教育の問題としてどのように取り扱わねばならないかということについての実験研究の報告が本論である。

幼児の「道徳的実在性」の説明にはいる前に、その背景となつてゐる「幼児の世界観」について述べねばならない。数冊のピアジエの著書によつてこれを概説すれば、要するに幼児の世界観は幼児の自己中心性から展開するもので、したがつてここに幼児特有の世界観が生ずる。一口にいえばそれは、外的実在は幼児にとっておとなにおける場合のように純粹に外的でしかも客観的なものであるなどを幼児の「実在性」(realism)といふ。六、七才までにみられる実在性の著しい例は、ことばや名前を物のものと混合する。物の名は、物そのもののうちにあるのだと考える。字らしいものを書き

始めた幼児が、例えば花火の絵をかいてその横に何やら字らしいものが書いてあるのを質問すると、「はなび」と書いてあると答える如きはこれである。はなびの文字は、花火のつたない絵の説明でも何でもなく、それは花火という物と名をどうしても分離させることができるのが幼児なのである。幼児はさらに夢と現実を混同する。夢が純粹に自己のみに関わるものであることを知らないで、真実で客観的な実在であると考え、夢をも物そのものの中に定位する。筆者の子ども（五才男幼稚園児）とのある日の会話

「僕はみよちゃんどこんなお約束した……」

「みよちゃんってだあれ。おうちはどこのの。」

…………

「どこにいるの。」

「あのね、僕のむねの中、にいる子なの。」

夢か幻か明らかに想像上の人物が実在として出現したのである。さらにこれらの場合から考察されるように幼児の実在性は関連とまじないの二つの感じによって拡大される。関連というのは空間的接觸もなければ明白な因果関係も認められない二つの現象を部分的に同一のものとみるかまたは相互に直接的影響があるとみるかのいずれにせよ客観的には無関係な二つの現象の間に関係があると信ずることであり、この関係によって実在を変更しようと信ずるその方法をまじないという。幼児は実によく数える。数えつつ石をとぶ。細

い線上を歩む。目を閉じて十よむと大抵のことは成し遂げる。何か獲得する時、不幸を忌避する時数えることによって願望を達しようとする。この場合「獲得する何か」「忌避する不幸」といつても客観的にみれば「どんでもないこと」が多い。例えば幼児が両親やまたは自己の死についての恐怖にさらされていることが多いといふことをビアジエも指摘しているがこれもさきの子どもとの会話、「子どもはおとなになる。おとなは年寄りになる。年寄りは死ぬ。そうでしょうね。」

「それではうちで僕が一番小さいから皆死んでしまって僕ひとりになつたらどうしよう。」

数えることはいずれもまじない的要素を多分に持つてゐる。数えることは実在を変更する手段となり、そこにおのずから関連が認められることは明らかである。この実在性の結果としての関連とまじないはさらに幼児の世界観の第二、第三の特質である「汎心性」(animism)、「人工性」(artificialism)へかかわっていく。アニミズムとは、さきのレアリズムとは逆に幼児は自己と客観の区別が明瞭でないために明らかに客観に属するものをどうかすると主觀に属するもののように考へることで、ために凡ての物に生命や意識が付与されることになる。さきの関連やまじないの感じは、このようにすべての物に意識や生命を見いだし、それを自分自身の意識や生命

と同一視することから結果する場合が多い。六、七才までのアニメ

ズムはすべての事物に意識があり生命があるものだとするが、次の

段階では動くものだけが意識的であるというふうに発展していく。

幼児にとっては太陽が笑い、月が泣く、自己をとりまく万有のことごとくが語りかけ歌いかけ、中に坐してまじないを唱えれば実在は意のままに変化するというお伽噺そのままの世界に住んでいるといふ一面をもつてゐることになる。さらに幼児の自己中心性は、これら万有の一切を人間が創ったものだと考えておりこれを「人工性」とよんでいる。

注、実在性は実在論または実念論、汎心性は汎心論または物語論、人工性は人工論といわれてきたが、私共の研究室では、

幼児がその傾向として実在論的な面を、汎心論的な面を持つてゐるところからそのような傾向を幼児の実在性、汎心性、人工性とよんでいる。

## 二、実験

一、日時 昭和三三年一月々四月

二、対象 西宮市・宝塚市における私立幼稚園二、私立保育所

一、私立小学校一、二年生（四才～九才）より六四名を

無選択に採用した。

三、実験者 仲原晶子

四、方法 ピアジェが実験に用いた例話を部分的に改め、臨床法により個別的実験をした

五、結果 幼児の道徳は実在的傾向——実在性をもち、それを便

宜上バーセンテージで示すと年令により上表のような状態でそれの解除へ

年 令	実在的 傾向	
	自己中心性 系数	%
4才	54	56%
5才	37	56%
6才	12	34%
7才	—	42%
8才	—	24%

向かっていること  
がわかる。参考に  
自己中心性系数を  
も併せ記入した。

### 注、実験に用いた例話

#### 一、過失に関する例話

(1) A、太郎という小さい男の子がお部屋のなかで遊んでおりました。食事に呼ばれたので食堂（茶の間）へ入っていきました。ところが扉

の後に椅子がありまして、その椅子の上にお盆があつて、そのお盆にはコップが十五個のせてありました。太郎はその扉の後にそんなものがあつたとは知らないで扉を開けましたので、コップは十五個ともみんなこわれてしましました。

B、次郎という小さい男の子がいました。ある日、お母さんの留守にて腕をのばしましたが、ジャムは高すぎて手が届きません。無理に

取ろうとした時、傍の一つのコップにさわったので、そのコップは落ちて割れました。

(2) A、「一夫ちゃん」という小さな男の子がいました。お父さんが外出したので、お父さんのインク壺で遊ぼうと思いました。はじめはベン

で遊んでいましたが、その後にテーブル掛け少しインクをこぼしてよございました。

B、「武ちゃん」という小さな男の子がお父さんのインク壺が空になっているのを見付けました。ある日、お父さんが外出した時、そのインク壺にインクを入れて、お父さんが帰つて来た時、喜ばせようと思いました。しかしインク壺を開いた時、テーブル掛けを大きくよじしました。

(3) A、「マリちゃん」という小さな女のがいました。お母さんを喜ばせてびっくりさせようと思って布を裁ちましたが、鉢の使い方を知らなかつたので、自分の着物に大きな穴を開いてしまいました。

B、「チカちゃん」という小さな女の子がある日、お母さんの留守にお母さんの鉢を探し出して、しばらくそれで遊んでいましたが、鉢の使い方を知らなかつたので、自分の着物に小さな穴を開きました。

## 二、盗みに関する例話

(4) A、「三郎さんはたいへん貧乏な小さな友だちがありました。この小さな友だちが三郎さんに、家に何も食べるものがないから今朝はごはんを食べなかつたといいました。そこで三郎さんはパン屋に入つていつたが、お金がないので、パン屋が向うをむいている間に、パンを一つ取りました。そしてそのパンを友だちにやりました。

B、「明子ちゃん」がある店に入つて、テーブルの上にきれいなリボンがあるのをみて、さぞ自分によく似合うだらうと思いました。そこでお店の人が向うをむいた時にそのリボンを盗んでさつさと逃げてしまいました。

(5) A、「健ちゃん」には籠の中で鳥を飼っている小さな友だちがありました。健ちゃんはこの鳥がかわいそうで、何時もそれを逃がしてやるようとにその友だちにいっていましたが、その友だちは逃がしてやりません。そこである日、友だちがいない時にその鳥を逃がし、これからもう籠の中へ閉じこめないように、その籠を屋根裏にかくしてしまいました。

B、「克ちゃん」はある日、お母さんのいない時にお母さんのところからお菓子を盗んできて、それをこっそり食べてしまいました。

## 三、嘘言に関する例話

(6) A、「ひとりの小さな男の子（あるいは小さな女の子）」が街を歩いていたが、大きな犬に出会つて非常に恐れました。それから家に帰つて牛糞もある大きな犬を見たと、お母さんに話しました。

B、「ひとりの男の子が学校から帰つてお母さんに、先生が良い点をくれたと話しました。しかしそれは本当ではなく、先生は良い点も悪い点も何んにもくれませんでした。ところがお母さんはたいへん喜んで、御褒美を下さいました。

(7) A、「ひとりの男の子が部屋で遊んでいました。お母さんが入つて来てお使いをいつけました。しかし出て行くのがいやなので、足が痛いから行けないとお母さんにいいました。しかしこれは本当ではなく

くて、足はちっとも痛くありませんでした。

B、ひとりの男の子が自動車に乗りたくてたまりませんでしたが、誰

も乗せてやろうといいません。ある日街できれいな自動車をみて、乗つたらどんなによいだろうかと思いました。そこで家に帰つてから、自動車に乗つた人が車を止めて一廻りさせてくれたと話しました。しかしこれは本当ではなくて、その子の作り話でありました。

(8) A、ひとりの男の子が図画が下手でしたが、上手に描けるようになりたいと思いました。ある日、他の子どもが描いたきれいな絵を見て

いたが、「これは僕が描いた絵だ」といました。

B、ひとりの男の子がお母さんの留守に鍵を持って遊んでいましたが、それをなくしてしまいました。お母さんが帰つた時、その子は、「鍵を見なかつたし、触りもしなかつた」といました。

(9) A、ひとりの子は方々の街の名をよく知らなかつた。本町通りがどこにあるかを知りませんでしたが、ある日、ひとりの人が街で立ちどまつて本町通りはどこかと聞いた時、教えましたがそこではありますでした。そこでその人はすっかり道を間違えて、探している家を見つけることが出来ませんでした。

B、ひとりの子は方々の街の名をよく知っていました。本町通りを聞かれた時、だましてやろうとして違った通りを教えました。けれどその人は道を間違わず、探している家を見出すことが出来ました。

(1) 道徳的実在性においては、義務は本質的に他律的であり、おとなや規則に対する服従の行為は一切善であり、これに適応しない

幼児道徳性の心理学的構造を追求すると、幼児はその特有のアリズムによって道徳的思考をも「道徳的実在性」として、いかえれば実在するものとしての道徳性の認識をもつことが発見される。

ピアジェはこれを次のように説明する。子どもがゲームなどの規則にどれだけ尊敬を払っているかということから子どもの道徳性の本質をみていくと子どもの道徳には二つの型があることがわかる。一つは拘束の道徳、他律の道徳であり他是協同の道徳、自律の道徳である。一方は客観的道徳他は主観的道徳ともいふことができる。前者は協同の意識を加えることによって発展し後者へと進化するものである。そして前者を幼児特有の「道徳的実在性」とよんだ。道徳的実在性は児童の自己中心性から結果するものであることは勿論だがそれに加えて幼児特有の両親の絶対視、おとなへの一方的尊敬、それに拍車をかける両親の過保護から生ずる。そこで幼児は義務とか価値とかいうものを自己に對して存在しているもの、自己とに別に独立しているものと考え、それをおとな——主として両親——の知的拘束によつて成立させる。道徳的実在性を明らかにするために三方面からその特性をあげると、

行為はすべて悪である。

(2) 規則を守るというのは決して本質的にその精神においてなされないのでなく、おとな拘束であり自分に押しつけられるものと考へる。

(3) 道徳的実在性は客観的責任の概念を引きおこす。幼児は規則を文字通り守り、服従ということばにおいてのみ善を意識し、行為をさせた動機は問題でなく既成の規範を正確に守ったかどうかという結果によってその行為を評価する。そこから幼児の道徳判断における最もいちじるしい表示とみられる客観的責任が生ずる。

そこで幼児の道徳的実在性をみしめる規準として逆にこれを利用する

この第三の特性によつて本実験は成立する。「過失」「盗み」「嘘」に関する例話を準備し、これらの一問題はそれぞれ二つの例話をからなり、一方はその動機は善であるが結果は他に比して悪く、他是動機は前者に比してよくないうが結果においては前者に勝るという具合に一対をなしている。これを比較させて何れが何故に他者に勝るかをたずねると、幼児は内面的な自律的な動機に対しては全然これを見無視する態度をとり外面的に実在として表わされた結果をのみ重視する。しかもその判断の規範は「お母さんにしかられるから」ということにある。これが客観的責任の道徳であり、さきの実験に示された道徳の実在的傾向である。

しかし一つの規範としての道徳は自ら自律的なものでありその行為に対する責任が主觀に自覚されるものではなくてはならない。この意味からは幼児の道徳的実在性はいわゆる道徳とは区別されねばならない。全然道徳を持たない幼児がやがておとなとの交渉を持つに至つた時、周囲のおとながある行動に対してなす反応を幼児は感情を通して経験する。これを反覆して一つの規準や規範をもつようになる。したがつてそれは家庭および両親と子どもとの結合した性質によって形成されるものと考えよう。幼児は自己中心性の故にありのままの現実を模倣し、その道徳規範は両親を媒介として絶対的傾向をもち、したがつて個々については具体的であるが決して一般化を意図しない故にその道徳には適応性がない。ここに道徳形成に関する教育上の問題として子どもの規範たるべき周囲のおとなのある方が問題とされ、またこのような特性をもつ幼児道徳に対する取り扱いのいかんが發展の方向を決定する。この実験から理解されることは、保育所と幼稚園の比較において問題の理解では保育所の幼児の方が勝るが、実在的傾向は保育所の方が高いことから環境差が現われるということと、幼稚園児には日常経験に「よいことをしてほめられる」ことはあつても「悪いことをしてしかられる」という実感にうすく、むしろ「お母さんが心配する」というようなことを規範としてうけとつてゐることだ。実験方法にも問題はあるうが同時に幼児取り扱いの実際問題の上に大きな暗示を与えてゐる。

# グループの中の子ども

「グループの中の子ども」と題して、ターナー女史の書いた書物が最近出版になつた。これは新らしい書物であるが、その内容は、三十年以上も前にさかのぼり、一九二〇年から一九三三年にかけて、著者が教師として幼児教育の実際の任にあたり、そこで一組の幼児に対して試みた実験教育の記録である。一九二〇年というとずい分古い話だから、それだけで、読む価値はないとか考へる人があるかもしれないが、実はその考え方はきわめて新らしく、現代の社会心理学や児童心理学の原理にそっくりあってはまるような教育実験を試みているのである。それはむしろ現代の最先端の問題を指し示している。じゅうぶんに一読し、検討し、実際に試みる価値がある。そこで次にその概略の紹介を試みる。

## 一、序論

幼児において、自治(self government)は可能であるか、また、グループの自己統制(self control)はどのようにして発達するのか、幼稚園において幼児グループの自

己統制の力を教育に利用することはどのようにして可能であろうか、という問題をこの書物はとり扱っている。

幼児の集まつたところには、どこにも、各々の子どもの意志の衝突があり、けんかがある。そのような場合に、その仲裁をするのにいろいろの試みがなされるけれども、多くの場合、その解決はその場しのぎのものである。教師の忙がしい計画の中で、子どもたちの議論などいちいちきいている時間などないからである。せいぜい、良い子になつて遊びなさいということくらいしかしない。しかし、子どもがけんかをしたり、乱暴をしたり、友だちにめいわくをかけたりするときには、子どもはおとの助力を必要としているときなのである。たんにその子どもだけではなく、その子どもをとりまく子どもたちが助力を必要としているのである。しかし、ある子どもが、他の子どもたちとの関係の中で、おとなにはつきりと助力を要求するときには、彼は仲間の中で位置を失なう可能性がある。またうつかり

先生に言いつけたら、他の子どもたちがしかしえしをするということも考えうる。ここに、子どもたちの間の合理的な媒介となるものがグループの話し合い (group discussion) である。

そこで教師のとる役割は、最初は、子どもたちの間のコミュニケーションの道をつけることである。子どもたちがけんかを起し、助けを必要としているときには、著者はクラスの全員をよび集めることにした。そして教師自らがそのグループのリーダーとなり、議長として、子どもが手をあげて、思っていることを言わせるようにした。クラス全員の感情が明らかになつたときに、教師は、子どもたちの言つたことを要約していくべきかせ、賛成・反対の意志表示をさせた。そこできめられた約束はクラスの憲法 (constitution) として、壁にかけておくこととしたのである。どうぞ部屋にかけたので、子どもたちの間に紛争が起り、話しあいをして問題を考える必要の生じたときには、合同会議を召集するため

に、どらを使用することを学んだ。こうして、ひとつひとつの子どもの問題から発展して、クラス全体の話し合いによる約束をつくることができた。もしもその約束 (行為の規準) に違反する者が生じたとき、みんなで集まつてそのことについて話し合う機会ができるならば、違反者は自分のなしにについて他の子どもが言うことをきく機会ができる。またそれに対して、違反者も自分の言い分を言う機会を与えられ、仲間の考え方をきくことができるときに、その子どもは自分のおかれている立場を認識するにいたるであろう。

最初の六週間は、グループを自然な形で話し合いにいれることに留意した。そして皆できめた約束の必要なことを理解させるようにした。いちばん年令の小さい子どもたちは、最初はきき手としてしか参加できないが、その中で最初から終まで残っていた子どもは九人ある。そのことがこの実験を通すと、のべ三十人の子どもが参加しているが、その中で最初から終まで残っている子どもは九人ある。そのことがこの実験に大いに役立つたと言えよう。どの時期にもクラスの子どもの数は十八人をこえることはなかつた。

## 二、教師の役割と話し合いの手づづき

子どもたちの協力体制というとき、教師

どもの中で議長を選んで会合することができるようになった。そうなると教師は議長の役目から解放されるので、グループの話し合いのときに、あとで記録を補つておいた。その記録がこの書物の主要な部分となつてゐる。

もその中の一員としてふくまれることはもちろんであり、グループの一員として、グループできめられた約束を守らねばならないことも当然である。それとともに、教師は子どもよりも知識と経験に富んでいるから、有効適切な示唆や提案をすることができると、また、グループの運営そのものに關しても方向づけをしてゆくことができる。しかし教師はこれを「自然の中」にすべきであって、そこで権威を用いるならば、グループの運営は失敗するのである。

また、教師はたえずグループに建設的な影響を与えるように留意することが重要で、さもない、子どもたちの中の誰が強いものの個人的な力がグループを支配するようになるおそれがある。そして、教師がきめるべきことがらと、話しあいによってきめるべきことがらとを賢明に区別して判断しなければいけない。

子どもたちの話し合いによつてクラスの約束をつくつてゆくという、うつかりすると子どもたちが誤まつた結論を出したり

したら收拾がつかなくなるのではないかといふことを心配する人もある。しかしどんな場合でも、子どもと教師とはともに成長しているのであり、ともに生活しているのだということを教師が感じながら処してゆくことができる限り、そのような心配はとりこし苦勞である。

話しあいの手続きは、議会の討議と根本的には同じ方式に従うものであるけれども、幼児に対して最初からでき上つた議事運営手続きとして教えるのではない。子どもは、教師が議長としてふるまうやり方をまねるところからはじまるのである。それはふつうの学校や幼稚園で教師が子どもを呼び集めて話し合うこととそんなに大差のあるものでもない。違つてることと言えば、この実験ではどんなことも発言を許されたことである。どんな子どもも、言わなければならぬと感じたことを話すことができる。一部の子どもだけが、あまり熱心に話しあるときは、他の子ども、Xさんが発言しますよ、(X "had the floor")

と言つて注意を喚起することが必要であつた。このことは、子どもが議長になつたときには最初はやりにくそうだったが、間もなくなれてしまつた。

最初子どもは、僕はこう思う、私はそういうことを心配する人もある。しかしどんな行為が移されたために、それはさらに新しい段階に移されねばならない。すなわち行為が移されたための手続がとられねばならない。そこで「動議」(motion)という語が必要になつてくる。「動議」という語、あるいはこれを名詞にして「動議に提出する」(move)というような語は日本語にすると議会でだけしか使用しないような語で、日常生活の中に消化されていないかわいぢなく響くが、英語では日常生活の中でもっと自然に使用される語である。そいでの実験で教師はこの語を使ってみ

た。「私はアーチーの提案が法律 (law) となることを動議として提出します。」と言つてみて、誰かがあることを全員の総意として承認させようとするには、「動議」(move) という語を使わなければならぬのだということを説明した。こうしてこの語は子どもたちの生活の中にとりいれられていった。そしてこの語を使用することによって、話し合いの時間が短縮されることを皆が経験した。それから、その動議に対する、僕もそう思う、私はそれはよい考えだと思うと言つていた子どもたちは、「動議に賛成する」(second the motion) ということを学んだ。誰かがこのようにして動議に対する賛成の意を表したら、次に議長は挙手によつて採決 (vote) しなければならない。すべてこれらのことのがのみこめるまでには数か月かかったが、間もなく子どもたちは自然のうちにこれらの話しあいの手続きをとりいれていた。こうしてクラスマの約束がきまつても、それは最終的な(Final)ものではないことを間もなく皆は発見

した。もしもその約束でうまくゆかないときには、もう一度そのことが議題に上げられて変更せねばならない。その変更のことは、「修正案」(amendment) とよばれる。

三、どのようにしてクラスの約束ができるか

実際に守られなければ役に立たないのであるが、その点はどうであろうか。子どもたちの間で、このような話しあいによって決議されたことを実行するにはほとんど力を要しなかつたのである。話しあいできめられたことは、教師がきちんとした文章に書いて、壁にかけてあつた。もしも誰かがそれに違反すれば直ちにそれを参照することができた。そこで教師の力を必要とした場合には、教師は権威を用いることをしなかつた。ただ「私はその約束を実行するか、あるいは変更すべきだと思います。」といふことなどめ、それ以上の力を用いることは必要でなかつた。

次に子どもたちの話し合いから約束の

話し合いは第二年目からであり、その間にこのクラスの憲法 (constitution) として、十四の条項がきめられる。修正案をふくめると、二十六の条項となる。

この実験教育の第二年目には、教師が議長にならないでも子どもが議長になって、子どもたちだけで話し合う協議会 (council meeting) をすることが可能になつた。それで教師にも観察の余裕ができて、記録をとることもできるようになつた。また、二年目になつたので、子どもたちの年令が増したことが、話し合いの進歩に役立つていふことを付加しておかなければならない。二年目の子どもの年令は、五才から七才までである。ただし、二年目には、年長の子ども的一部分は小学校に移つたことを指摘しておかなければならぬ。

ヘイ

第二年目が始まつたばかりのころ、五、六才児が一しょに店をつくつていて。そこ

には十分な材料がなかつたので、間もなく

あちこちで紛争が起つた。そこでチャスパ

によつて協議会が召集された。

チャスパー「僕が何もしないのに、レイ

モンドが僕をぶつたんだ。」

レイモント「違うよ、僕はぶつつもりじ

やなかつたんだ。」

ドロシー「私も仕事をしてたら、レイ

モンドが来てハンマーで手をぶつたのよ。」

教師「みなさん、どうしたら良いでしょ

うね。」

アーチボールド「レイモントは僕の首もぶ

つたんだよ。」

レイモント「僕はそのつもりじゃなかつ

たんだ。」

ディヴィッド「うん。レイモントは今朝僕

もぶつたんだ。」

フランシス「私は、レイモントは十五分

間いすに坐つてゐるべきだと思ひます。」

レイモント「だけど僕はぶつつもりじや

なかつたんだよ。」

エベレット「もしもレイモントがドロシ

ーの手をハンマーでぶつたのなら、それは

偶然じゃない。私はレイモントは二十分間

坐つていなければいけないと思います。」

エーテル「私は彼が自分でよいと思うま

で坐つていなければいけないと思想います。」

チャスター「そうだ、レイモントは三人

をぶつたのだから、十五分間を三回 いす

に坐るべきだと思います。」

ここで述べられた四つの提案について、

教師が簡単に要約し、子どもたちは拳手に

よつて採決した。そして十五分坐るべしと

いう動議が通過した。

ここに述べたような経験や、ここに記し

ていないその他の経験から、このクラスの

憲法の第一条ができ上つた。それは次によ

うなものである。

第一条、どのようなときにも、手に弓や

刀やナイフや棒やその他の武器をもつてけ

んかをしてはならない。それは危険である

から。これを犯すものは、罰として十五分

間いすにすわつていなければならない。

そのことがあつて間もなく、次のような

ことが起つたのである。

## △△△

フランシス「誰かが僕に石をぶつけたん

だ。」

ディヴィッド「それはね、皆が草を投げ合

つていたんだよ、そうしたら、草の中に石

ころが入つていたんだよ。」

チャスター「そうだ、皆手の中に何があ

るかよく注意して見なければいけないな。」

エーテル「もしもそれがわざとやつたの

でないなら、今度は許してやろうよ。」

そこで議長が採決に入り、今回は許して

やることになる。ところが二、三週間後に

同じ問題が再びとりあげられる。

これをして約束を破つたという事件をとりあげたいと思います。」

フランシス「ちがうよ、ぼくたちはただ

棒でぶちっこをやっていただけなんだよ。」

エベレット「だけどわれわれの約束では、

どのようなときにも」と書いてあるよ。

ねえ、先生。」

アーチー 「だけばくらはただ遊んでいただけなんだよ、誰もがをさせなかつたよ。」

エベレット 「誰かがけがしたかどうかということが問題なんじゃない。約束を破つたということなんだ。」なお何人かの発言があつた後、教師「議長さん。私はわれわれの約束を実行するか、あるいは修正すべきかどうかだと思います。」

デュイン 「私は、フランシスとアーチーはいすに坐るべきだという動議を提出します。」(move) バイロン 「私は賛成します。」(second)

議長 「何人がそう思いますか。」(通過)

その後教師の示唆で、もうひと小さなグループに分かれてこの問題について話し合い、

第一条の修正案ができた。

第一条修正案「戦争」をしたいものは、次のフェアプレーの約束に従わねばならない。(a) 戦争」は相互に同数でなければならない。(b) 両側とも同時に

始めなければならない。(c) すべての戦争ごつこは双方の同意によって始められなければならない。(d) すべての戦争」は審判人をもたねばならない。校庭における他のすべての戦争」は違法である。

いのように、子どもたちの間で話しあうことによって納得し、教師の権威によって統制されるのでなく、子どもたちの中から生れた約束によって自己統制することができるということはたいへん意義のあることである。いまいに紹介した例では、それをたいへんはつきりした形でおこない、クラスの憲法として約束をきめているが、いくつかの外的条件がそのことを容易にしている。第一に、クラスの人数が十八人をこ

えず、話し合いをしてゆくことのできる範囲の人数であった。第二は、子どもの年命が高いものがふくまれ、実際に小学校一年生の年命のものが多かつたこと、また三年間を通してこのクラスにいたものが九名であったことなどがこの実験の遂行に役立つ

てゐる。

子どもたちの發意で、クラス全員の協議会がもたれるといふことは、この実験でも、しばしば他の活動を妨げることが子どもたち自身によつて気がつかれ、第九条では、ささいなことで皆を召集することがな

いように、教師を通して召集の手続きがとられるように、ということをきめられ、さらに修正案として、すべての協議会は十時半から十二時までの間にもたれるべきこと、ただし緊急の場合はその限りではないことなどが議決されている。

幼児のグループがどのようにして自己統制の力をもつことができるかといふことは、なお今後に残された問題である。

Turner, Marion E.: *The child within the group. An experiment in self-government.*. With a Foreword by Newcomb, Theodore, E. Stanford University Press, Stanford, California. 1957.

# の 学 年 末 の 三 才 児

村 石 京 子

この課題に沿って考へるとき、思ひは当然三才児の入園当初の姿と現在のそれとの比較ということになつてくる。

## 1、入園当初のころ……

私のうけもつた三才児のクラスは全部で十六名、そのうち男児は八名、女児は八名の組編制で、生年月日は七月から二月までの子どもたちであった。

入園当初のことと思ひ出してみると、なによりもひとりひとりの子どもが家庭の生活から離れて、園の生活に慣れさせることに随分と手をやいたものであった。二月生まれのS子は、来る日も来る日も朝登園し

てから帰りの時間が来るまで、一ヶ月以上もの間シクシクと泣き続けていた。その時期がやっと過ぎてから、今度は教師を母がわりにして頼りにしだしたのである。片時教師のそばを離れない。ついには、私がお手洗に行つたときはその入口で待つというほどであった。同じく二月生まれのI子は、年令の近い兄二人の環境の中で育つたせいか、断然行動派である。ほしいものは腕力をふるつてとろうとし、相手がはなすまいとがんばれば、平手打でいくといつた状態であった。八月生まれの男児Yは体格もよいが、その泣声の大きいことといったらまた並々ではない。部屋の入口に立つときはもう幼稚園の廊下中響きわたるような泣声をたててゐる。Yを送つてきた母は後髪をひかれる思いだが、そんなときには、思ひ切つて母親には帰つていただきが、Yの方はどうしてどうしてあきらめるものではない。金切声を立てて母を呼ぶのでは、私が「お帰りの時間が来ると、お母さまで、私が「お帰りの時間が来ると、お母さまはちゃんとお迎えに見えますよ。」と納得させると、今度は「それまで玄関で待つ

てから帰りの時間が来るまで、一ヶ月以上もの間シクシクと泣き続けていた。その時期がやっと過ぎてから、今度は教師を母がわりにして頼りにしだしたのである。片時教師のそばを離れない。ついには、私がお手洗に行つたときはその入口で待つというほどであった。同じく二月生まれのI子は、年令の近い兄二人の環境の中で育つたせいか、断然行動派である。ほしいものは腕力をふるつてとろうとし、相手がはなすまいとがんばれば、平手打でいくといつた状態であった。八月生まれの男児Yは体格もよいが、その泣声の大きいことといつたらまた並々ではない。部屋の入口に立つときはもう幼稚園の廊下中響きわたるような泣声をたててゐる。Yを送つてきた母は後髪をひかれる思いだが、そんなときには、思ひ切つて母親には帰つていただく

よ。」と言つて幼稚園の玄関先から出てこで、私が「お帰りの時間が来ると、お母さまはちゃんとお迎えに見えますよ。」と納得させると、今度は「それまで玄関で待つ

## 2、三つの保育目標をつくつて

こんなわけで、その子どもたちをあずかる受持として、四月入園当初に今年度三年保育の目標として次のようなことを考えた。

### I. ひとりひとりが幼稚園の生活をじゅうぶんに楽しむようになること

II. (幼稚園に来る子どもの中では最年少であるけれど) できるだけ自立性ある行動をとるようによること

### III. 教師としては、ひとりひとりの個性を尊重すること

まず、第一のひとりひとりが幼稚園生活をじゅうぶんに楽しむという面をみよう。

来る日も来る日も悪戦苦闘のようだった。一学期が過ぎて、二学期も中ばを過ぎる頃から、教師と大部分の子どもたちとはいつしか仲のよい友だちとなり、朝、部屋へ入って来るときの緊張と不安の入りはじった表情がとれて、親しみのこもった朝の挨拶を交すようになった。まだ幾人かは送つてみえる親の挨拶の声ばかりで、子どもはいつこうお早よとう言わないけれど、それでもよい。子どもの表情は明るくて、さつきまであそんでいたその続きをまたはじめるような気安いようすで「何してあそんでいるんだい、ほくもいれてね」と友だち集団の中へはいっていく。こうして幼児の一日の生活ははじまり帰りの時間がくるまで、三児の一日はあそびにあけ、あそびに暮れる。しかし、十六人がみな幼稚園生活を楽しんでいるであろうか。そのことに非常に積極的な態勢ができるといふ子どももいれば、やや受身であり友だちにひっぱられた感のする者もあるけれど、それは個人個人の性格のちがいからもくることであり、全員皆均一ということはありえない。しかし、四

月には登園をしぶってばかりいた子どもでさえも、ある日は帰りの時間の来たことを告げられて「え、もう帰るの？」いやだなー。それじゃまた明日続きしてあそぼうね」と友だち同志で明日を約し、ある日は幼稚園を休んだ子のために、「どうしたんでしょうね。かあいそうね、みんなとあそべないわね。」と同情する。あそびの状態はと見れば、全員で一つのグループを結成してにぎやかに騒いでいるかと思えば、次の場では三々五々各々の興味のあり場所によつて、小さなグループに分かれあってそんでいる。またある場合は、ひとりでじっくりと積木をしたりしていることもある。このように種々の場面が次々と展開されているが、まったくみな幼稚園でのあそび、それもだんだんと多くなった友だちとのあそびにひたりきっているこの頃である。

次に第Ⅱの目標についてであるが、これについては少し説明を加えなければならぬ。いったい、児児に對して自立性ある行動をするように要求することはかなり無理な面がある。ものごとに対する思慮ふん

べつがなく、衝動的に行動するのが幼児の大きな特徴だからである。だがそれを承知の上で、私はあえて自立性ある行動をすることを目標にえらんだ。それは手の届きすぎた家庭から出て来た子どもたちは、予期した以上に自分でものごとを解決する意欲が乏しく、ささいなことでもすぐ人に頼る気持が強くて、自主的に物事を判断するという面にかけていることを痛感したからであつた。「できなくてもよいから自分でやつてごらんなさい。」「自分で考えてやつてね。」と一応子どもをつきはなしてみた。これは子どもにははじめての経験でとまどうことが多かつたが、性格形成の時期として大切な幼児期から、最少限可能な範囲のことは自分でやろうという気持をもち、自分の行動に自分で責任をもつ気持の芽生えをさせることが必要であると感じた故に、えて試みたのであった。ただし、これには決して要求を高くもつたり、平均的なあるひとつのがんじたものだけをもつてはならぬと、しばしば私自身をいましめ反省しつつ過ぎてきた。年令に応じた要求といふ

よりか、むしろ個人個人をよく知つて個人に応じた要求をもつとすることが、この考え方の礎におかれるものである。

そして現在、子どもたちは出来ないこと恥ずかしいとせず、むしろやろうとしたことの方を恥じる気持をもつてゐるようと思う。「むずかしいけど、やってみよう。」この子どもたちの意欲、そしてやりおえたときの自信にみちた満足げな表情、これこそ私のねがつていたものであった。

第三の目標については、これは教師の側から見た目標であり、いつも理想とするところだけれど、なかなか大勢の集団になると実行しにくいくこともあるので、三年保育の特権とさえも思つて強く実行に心した。例えば製作に例をとつてみれば、人形一つを作る場合にも教師のプリントしたそれは皆画一化された表情だが、子どもが書きいれた人形の表情は一つひとつ異なつてそれぞれ個性的な表情である。目が小さくて恥ずかしそうな顔のもあれば、ショウキさんのようにいばつて我こそはというような表情のもある。この人形一つでも子どもの喜び

があり、願いがこめられており、皆個性がある。まして、家庭から出たばかりの三才児は実に強い、ひとりひとりかけがえのない個性をもつて幼稚園にやって來た。これを一組の規律はいるが、それ以上の制約によつてある一色にぬりつぶされないようにいつも念願した。そのために、あたり前のことでしかないと、十六人各々の個性を知るためにひとりひとりの子どもと深く知りあうこと努力して、一学期も二学期も過ごした。陽気で活潑だが乱暴な子ども、非常に繊細な神経をもつてゐる子ども、リーダーシップの強い子ども、ひとりで長い時間かけて何かうちこむことの好きな子ども、あまたのやさん、おとなしいけれど優しく素直な子ども、うたつたりリズムに合わせてあそんだりするのが大好きな子ども、人前で話すのが苦手な子ども、みんな違う、十六人十六様である。実にさまざまな個性をもつた子どもの集合体、これが一組を結成していた。こうして集まつた子どもたちに、組単位でおこなうあそびの社会的経験もさることながら、十六人の子どもたち

ひとりひとりの興味を重んじ、個人を尊重することにあけられた。

その点、三才児は幼稚園に来るときに、からをもつて来るということなく、教師への信頼感さえもつようになれば無邪気に自分をみせてくれるので、子どもの側からも教師の計画に対して協力的であつたとさえいえるかも知れない。こうして学年末も近づいた今日、子どもたちはみな、そのよい持味を活かして組の中で自由に伸び伸びと楽しげに生活している。

### 3. 「個人」としての子どもから「集団」としての子どもの生長へ

しかし、これは三年保育の一年間の姿でしかない。幼稚園の生活全体からみれば、三才児の発達段階は「個人」としての子どもの生長であつたと思う。こうして生長していく子どもたちが、やがて次の年を迎えたとき個人中心の個性ある姿から、やがては集団の中での一員としての協力ある態度を自らもつてくれるよう心の発達生長があることを心から望んでいる。

## ご 通 知

株式会社フレーベル館

全国の幼稚園・保育園の先生方には、かわいいお子さまのご卒園、ご進級の日も間近に迫り、お忙しい日々をお過しのことと拝察申し上げます。

また、日ごろ何かと弊社ならびに御地弊社代理店にご高配を賜わり、厚くお礼申し上げます。

つきましては、昨年夏より秋にかけて市場（どくにデパート）に名古屋ブライウッド株式会社製造「キンダー」デスクと称する幼児用の机が販売されておりましたが、名称が「キンダ」デスクであるため、フレーベル館の発売製品であるかのごとき誤解を招き、

その製品ならびに使用法について、各地の先生方より弊社フレーベル館製品とみなされ、ご照会やらご忠告に多数接しました。

弊社といたしましては、その都度事情をいちいちご回答申し上げておりましたが、そ

の他種々ご疑念、ご不審を懐かれている先生方も相当おられるごとに思いましたので、永年フレーベル館にお寄せ下さいました先生方のご信用に対しても、この際、この間の実情を明白にお伝えする義務を痛感いたしました次第でございます。

なにとぞ、左記経過事情をご高覧の上、ご諒解下さいますようお願い申し上げます。

一、「キンダー」デスクの「キンダー」という名称は昭和三十一年八月二十二日

第六十五類（玩具等）、第五十八類（机等木製品）におけるフレーベル館の登録商標であり、名古屋ブライウッド株式会社製造の「キンダー」デスクは明らかに商標侵害であります。

一、弊社は、弁理士を通じて同製造元および発売元に対し、異議の申し立てをいたしましたところ、相手方は「キンダ」デスクが商標侵害名称であること

を認めました。

まずは右ご通知まで申し上げます。

収することとし、今後は一切「ナプラ」デスクと改称することとなりました。

以上のように双方の話し合ひがつきましたが、その後「キンダー」デスクの名称部分が不完全な訂正のままで、一部が引き続き販売される事態が生じ、かえって先生方の誤解を招くようなことになりました。そこで、再び相手方に警告をいたしましたところ、相手方より、不完全な名称訂正品を即時回収いたし、今後はこのようなことがないようにすると約束をいたしてまいり、この件はここにおいて一切落着した次第でござります。

右のような次第でございますが、このようないふたつのことで種々先生方にご迷惑をおかけしましたことは、まことに恐縮の至りに存じますが、何分ともご賢察賜わりますようお願い申し上げます。

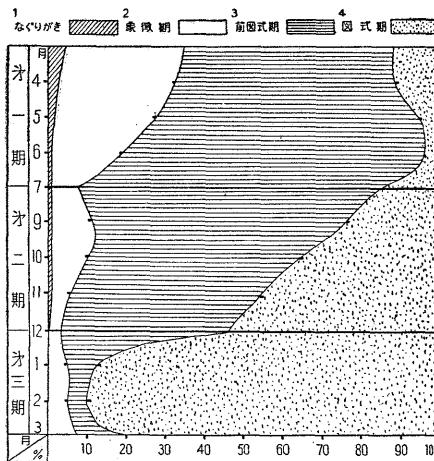
なお、弊社は、今後とも一層厳正な幼児の使命の上に立って、極力精進、努力いたす所存でございますので、なにとぞ倍旧のご指導、ご後援を賜わりますようお願い申し上げます。



# 描画の発達

——五才児の一年間——

石川 春代



第一図 五才児の一年間の絵の変化

私の組の子どもたちの絵の一年間の変化をもとにして、描画の発達を記してみる。

○五才児においては、第一図のように発達の過程をとおりながら、就学前には、ほとんどの子どもが図式期に入り、その特徴を示している。しかし、まだ象徴期、前図式期

の子どもが五七%残っていることも知らなければならない。

○それは四月頃の象徴期から前図式期、図式期と移行する際、いつも型がくずれながら次の型に移行している。それが図式期になると大体形がととのって、図式期の終りともなると、その動搖も少なくなつて、ある

固定した形式になつていくのである。

○更に描画過程における変化は、子どものそれぞれの個的な性格によつても異なるものである。

○こうした幼児の描画の発達を考えてみると、つねに前進したり、後退したり、さまざまの経験を繰り返しながら、ある段階に発達するということがわかる。

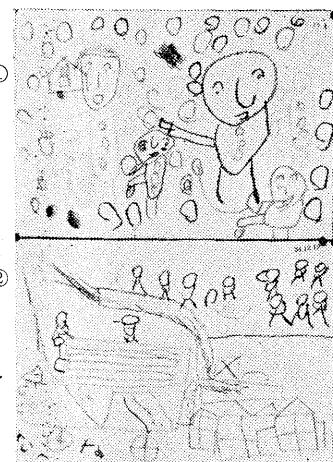
○また、このように表現形式の型が変化するということは、幼児の心理並びに行動の変化を写し出すものと考えられる。

## 就学前の絵の発達

1 この頃の絵になるとくわしく観察されかかれるようになり、また自分たちの生活がそのまま、絵にかかるようになる。

2 六月頃には部分的な断片的な表現がなされているが、十二月頃になると、時間的経過など全体的な把握がなされ、えがかかる。

3 第二図①②のよう、七月頃のしゃばん玉遊びの絵では人物がくわしくかかれているが、十二月の消防車見学の絵では、消防自動車や消火のようすに興味をもち、それらがくわしくかかれ、人物は省略されて簡単にかかれている。

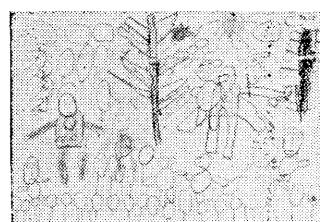
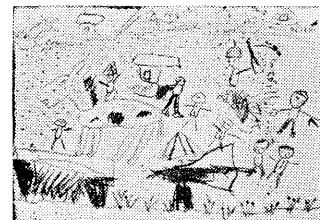


第二図 ① ②

第三図

第四図

第五図



による描写などはで

きず、いわば擬写実

的なあらわし方で、

つたようなものと考

えられる。

こうして幼児の絵

がものの形がある概

念的な様式に到達し

てくるころ、描画に

あたって、男女の差異がめだつてくる。(第

四・五図)

### 結び

四・五図)

たものが、一本の基定線上に木、人などが、地上に立てられ、空や太陽は高いところにかかるれ、実在するものの形、位置関係な

どの表現が考えられるようになる。しかし

この基定線は、子どもが見たことの経験から、かくのではなく、空間をあらわそうとしてかいでいるのである。

5 第三図のように、基定線が二本かかれていたり、上部に緑色で山や仏舎利塔が示され、その上に太陽がかかっているところなど、子ども独自の遠近法によるもので、このように子どもは遠いものを紙面の上部にかき表すことによって遠近をあらわしている。しかしながら立体的な性質や、遠近法

**幼児の教育 第五十九卷 第三号**  
**三月号 ◎ 定価五〇円**  
**昭和三十五年二月二十五日印刷**  
**昭和三十五年三月一一日発行**  
**東京都文京区大塚町三五**  
**お茶の水女子大学付属幼稚園内**  
**編集兼**  
**発行者 津 守 真**  
**東京都文京区大塚町三五**  
**お茶の水女子大学付属幼稚園内**  
**発行所 東京都板橋区志村町五**  
**日本幼稚園協会**  
**発行所 東京都千代田区神田小川町三ノ一**  
**印刷所 株式会社 フレーベル館**  
**振替口座東京一九六四〇番**

◎本誌ご購読についてのご注文は発売所フレーベル館にお願いいたします。

(熊本幼稚園)

## 幼稚園教育指導書のトップを切って

4年間の  
成果  
ここに実る！

### 絵画製作編、発行

幼稚園教育要領を基とした絵画製作の指導のよりどころとして保育者必携の書。原色版、写真版など多数挿入。2月下旬同じ編集委員・執筆者による手引書（題・定価未定）をフレーベル館より発行!!

定価 316 円 文部省編

### 実験幼稚園の研究報告(2)

東京番町幼稚園における幼児の社会性についての研究報告。  
文部省編 定価95円

#### 幼稚園教育要領

文部省編  
A5・34頁  
8円

幼稚園教育者必携の書。フレーベル館のみにて発行、発売。

#### 実験幼稚園の研究報告(1)

文部省編  
A5・248頁  
103円

東京学芸大学付属幼稚園の昭和27年から29年まで3年間に亘る5才児を対象とした研究報告集約。

#### 幼稚園教育研究集会集録

文部省編  
A5・258頁  
110円

昭和30年度に鎌倉市と倉敷市で実施した研究集会の成果の記録。

フレーベル館の保育図書

#### 幼稚園における指導の実際

文部省編  
A5・340頁  
112円

「健康を中心とした一日の指導」を中心に各地の保育指導の実践記録を集録。

#### 改訂幼稚園教育要領の実践

A5・244頁  
200円

「幼稚園教育要領」を用いるにあたっての手引書で指導計画の作成例を豊富に集載。武田一郎先生他共著。

#### 改訂幼稚園幼児指導要録の解説

A5・108頁  
120円

文部省制定の幼児指導要録の取扱い解説書。玉越三朗・宮内孝・小田山幾子先生共著。

古い歴史と新しい編集の観察絵本

# キンダーブック

=第15集 第1編 4月号予告=



キンダーブック4月号は、ばらの香りがします。

☆お子さま方の感情と知識を  
豊かに育てる絵本☆

《四月号内容予告》

みんなでうたいましょ  
☆はなかでえ・吉沢廉三郎先生  
☆きょうからおともだち

詩・サトウハチロー先生  
曲・佐々木すぐる先生

え・林義雄先生  
曲・佐藤義介先生

え・黒崎義人唱歌  
曲・佐藤義美先生

え・ほん  
曲・岩崎ちひろ先生

え・宇賀神敏道先生  
曲・武井武雄先生

え・小松寿雄先生  
曲・鈴木耕輔先生

え・安東君  
曲・葛原しげる先生

え・岩崎ちひろ先生  
詩・安東君

え・小林つやえ先生  
曲・村上松次郎先生

え・土方重巳先生  
曲・宮沢章二先生

え・永井敬介先生  
別冊付録「つばめの  
あかちゃんあおちゃん  
きいろちゃん」

え・永井敬介先生  
別冊付録「つばめの  
あかちゃんあおちゃん  
きいろちゃん」

A4判 16頁  
毎月付録付  
定価四十五円

☆おさるのかわいい  
特殊付録「あかちゃん  
あおちゃん  
きいろちゃん」

東京都千代田区  
神田小川町3の1

株式  
会社

フレーベル館

電話東京(291)7781~5

振替口座 東京19640番